

令和5年第1回府中町議会定例会

会 議 録（第1号）

1. 開 会 年 月 日 令和5年3月10日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和5年3月10日（金）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18名）

議長	梶 川 三樹夫 君	副議長	二 見 伸 吾 君
1 番	川 上 翔一郎 君	2 番	宮 本 彰 君
3 番	西 山 優 君	4 番	狩 野 雄 二 君
5 番	坂 田 栄 一 君	6 番	田 中 伸 武 君
7 番	山 口 晃 司 君	10 番	西 友 幸 君
11 番	寺 尾 光 司 君	12 番	力 山 彰 君
13 番	三 宅 健 治 君	14 番	齋 藤 昇 君
15 番	益 田 芳 子 君	16 番	橋 井 肇 君
17 番	児 玉 利 典 君	18 番	木 田 圭 司 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 諸報告

（1）議長報告

（2）常任委員会委員長報告

（3）議会運営委員会委員長報告

（4）議会報特別委員会委員長報告

（5）監査委員報告

（6）広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

4 町長報告

・行政報告

・報告第1号 専決処分の報告について

- 5 第 1 号議案 令和4年度府中町一般会計補正予算（第7号）
- 6 第 2 号議案 令和4年度府中町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 7 第 3 号議案 令和4年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 8 第 4 号議案 令和4年度府中町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 9 第11号議案 府中町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 10 第13号議案 府中町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
- 11 第14号議案 府中町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 12 第16号議案 府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 13 第17号議案 府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 14 第18号議案 府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 15 第23号議案 工事請負契約の締結について
- 16 第24号議案 町道路線の変更について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐藤信治君
副町	長	齋藤哲也君
教	長	新田憲章君
総務企画部	長	増田康洋君
財務部	長	胡子幸穂君
福祉保健部	長	山西仁子君
町民生活部	長	森本雅生君
建設部	長	井上貴文君
消防	長	新宅和彦君
教育部	長	榎並隆浩君

危 機 管 理 監	屋 敷 学 君
総務企画部次長兼情報管理課長	岩 崎 雅 男 君
財 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	中 本 孝 弘 君
福祉保健部次長兼福祉課長	長 西 弘 子 君
建設部次長兼職都市整備課長	磯 亀 智 君
消 防 次 長 兼 消 防 総 務 課 長	橋 本 臣 彦 君
総 務 課 長	宮 脇 理 恵 君
税 務 課 長	藤 田 正 明 君
子 育 て 支 援 課 長	金 本 智 巳 君
保 険 年 金 課 長	藤 永 美 香 君
健 康 推 進 課 長	塩 月 久美子 君
高 齢 介 護 課 長	伴 谷 文 乃 君
環 境 課 長	砂 崎 勇 介 君
下 水 道 課 長	原 田 司 君
区 画 整 理 課 長	岡 村 紀 行 君
維 持 管 理 課 長	谷 口 洋 二 君
教 育 総 務 課 長	藤 永 政 己 君
社 会 教 育 課 長	箱 田 進 一 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長(梶川三樹夫君) 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和5年第1回府中町議会定例会を開会いたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(梶川三樹夫君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進め

てまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議事日程のとおり会議を進めることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今日は、2番宮本議員、3番西山議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第2、会期の決定を議題に供します。

本定例会の会期につきましては、案としてお手元に配付しておりますとおりです。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から３月２２日までの１３日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から３月２２日までの１３日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

昨年の１２月定例議会以降、１２月１９日及び本年２月２１日に安芸地区衛生管理組合議会定例会が開催され、出席しております。

12月19日の定例会では条例改正、令和3年度の各会計決算の認定、補正予算などが提出され、審議を行っています。

また、２月２１日の定例会では、補正予算、来年度予算などが提出され、審議を行っております。

詳細につきましては、この後、町長から行政報告がありますので、省略させていただきます。

続いて、1月6日に、広島県町議会議長会が開催され、出席しております。

内容につきましては、２月２２日に開催されました自治功労者等表彰と広島県町議

会議員研修会に関することのほか、新任の辻千奈美事務局長の紹介をいただきました。

２月２２日の表彰と研修会につきましては、皆様も出席していただいておりますので省略をさせていただきますが、当町議会から、山口議員と西議員が在職１４年以上ということで、県議長会の自治功労者表彰を受けられました。おめでとうございます。

また、広報写真コンクールでは、佳作の表彰を受けております。

続いて、２月７日、府中・坂地区水道整備協議会が開催されましたが、昨年に続き、オンラインによる協議となっております。こちらにつきましても、後ほど町長から報告がございますので省略させていただきます。

以上で、議長報告を終わります。

次に、各常任委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、山口委員長、お願いします。

○７番（山口晃司君） 皆さんおはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

１２月定例会以降、２月２７日に委員会と協議会を開催しております。

この日の委員会では、町長、教育長からの報告を受け、学校教育に関する事務調査として、障害児の学習支援について調査をしております。次に、協議会を開催し、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 厚生委員会、木田委員長、お願いします。

○１８番（木田圭司君） 皆さんおはようございます。厚生委員会の報告をさせていただきます。

令和４年１２月定例会以降、１２月２６日と令和５年１月２３日に委員会を、２月２８日に委員会並びに協議会を開催しております。

１２月２６日の委員会では、生活環境に関する事務調査として、府中町ごみ処理基本計画改定案について説明を受けました。

１月２３日の委員会では、社会福祉事業に関する事務調査として、府中町第３次地域福祉計画案について説明を受けました。

また、２月２８日の委員会では、工事請負契約の締結の報告について説明を受けま

した。

そのほか、３月定例会前ということで、協議会に切り替えて提出予定の案件について説明を受けています。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、厚生委員会の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 建設委員会、力山委員長、お願いいたします。

○１２番（力山 彰君） １２番、力山です。皆さんおはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

令和４年１２月定例会以降、令和５年３月１日に委員会及び協議会を開催しております。

３月１日の委員会では、建設事業に関する事務調査及び都市計画に関する事務調査に関し、２件の説明がありました。

１つ目は、工事請負契約の締結の報告についてです。都市公園、遊具設置工事について、石井城、大樋の口、えの宮の各公園に設置する遊具をプロポーザル方式により契約の相手方を選定し、契約を締結したと説明がありました。

２つ目は、工事請負変更契約の締結の報告についてです。町内県道・町道など維持補修と柳ヶ丘４９号線道路改良工事の変更契約の締結についての説明がありました。

また、３月定例会前であるため協議会に切り替え、３月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、建設委員会の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 議会運営委員会、西委員長、お願いします。

○１０番（西 友幸君） 皆さんおはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

令和４年１２月定例会以降は、３月８日に委員会を開催しております。

この日の委員会では、本定例会の会期決定などを行っております。このほか、議場における新型コロナウイルス感染症対策の緩和についてということで、本定例会からの傍聴席数の制限を廃止、理事者側の臨時の職名柱の使用の廃止を決めています。これは、紙の箱を持ってきたりしていますのをなしにします。

また、長期欠席等に係る議員の報酬の特例に関する調査・研究についてということ

で、長期間の欠席された議員などの報酬の減額について、今後も当委員会で継続し協議をすることを確認しておりますので、時期を見て、改めて皆様に御説明する機会を設けたいと思います。

その他、選挙管理委員及び補充員の選挙について説明を受けております。

以上、議会運営委員会委員長報告を終わります。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 議会報特別委員会、橋井委員長、お願いします。

○16番（橋井肇君） 皆様おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

12月定例会以降、議会報特別委員会は、12月13日の定例会閉会后、12月23日、1月11日及び昨日3月9日の4回開催しております。

12月13日の委員会では、議会だより第168号の執筆者や、発行までの日程を確認しました。

12月23日の委員会では、原稿の校正と写真調整、1月11日の委員会では、初校により、見出しや記事を校正しました。

また昨日、3月9日の委員会では、今定例会の内容をお知らせする議会だより第169号の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程、また町会広報研修会における指摘事項を踏まえた紙面の調整について協議しました。

以上で、議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 次に、監査委員報告をお願いします。児玉監査委員。

○17番（児玉利典君） 改めまして、皆さんおはようございます。監査委員報告をさせていただきます。

監査は、府中町代表監査委員土井精二、並びに監査委員の児玉利典の両名が実施いたしました。

まず、地方自治法第235条の2、第1項の規定に基づき、月例出納検査ですが、令和4年11月分を12月20日に、12月分を令和5年1月20日に、令和5年1月分を2月20日に、それぞれ実施いたしました。

検査の結果については、お手元に配付している資料のとおり、いずれも現金の出納は適正であると認めます。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査ですが、令和4年度第1期定期監査を令和4年10月11日から11月29日まで建設部建設課及び教育委

員会学校教育課を対象に、続いて、第２期定期監査を令和４年１２月５日から令和５年１月３０日まで財務部管財課及び町民生活部自治振興課を対象に実施いたしました。

検査の結果については、お手元に配付している資料のとおり、関係書類を抽出し調査したところ、令和４年度の財務に関する事務は適正に処理されていました。

以上で、監査委員報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いします。

木田議員。

○１８番（木田圭司君） 改めまして、皆さんおはようございます。広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告をさせていただきます。

令和５年２月１３日に、令和５年第１回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、出席しましたので報告いたします。

なお、以下、広島県後期高齢者医療広域連合をそれぞれ省略して報告いたします。

今回の定例会では議案が１３件ありました。内容は、人事案件１件、承認案件１件、条例案件７件、予算案件４件です。

詳細は、監査委員の選任、専決処分の承認、広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定、債権管理条例の制定、後期高齢者医療に関する条例の一部改正、情報公開条例の一部改正、個人情報保護法施行条例の制定、議会の個人情報の保護に関する条例の制定、情報公開個人情報保護審査会条例の一部改正、令和４年度一般会計補正予算（第２号）及び医療特別会計補正予算（第３号）、令和５年度一般会計予算及び医療特別会計予算についてです。このうち、人事案件では、監査委員として寶来伸夫氏を選任同意したほか、全議案について議案どおり可決いたしました。

なお、令和５年度歳入歳出予算のうち、一般会計の予算総額が歳入歳出それぞれ１７億１，４４１万３，０００円、医療特別会計の予算総額は歳入歳出それぞれ４，５４０億８，４８１万４，０００円です。

以上で、広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第４に入る前に、しばらく休憩いたします。

５５分から再開いたします。休憩。

(休憩 午前 ９時４９分)

(再開 午前 ９時５５分)

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第４、町長報告を行います。

最初に行政報告からお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 皆様、おはようございます。

町長報告、行政報告は、２件予定をしているというふうに申し上げておりましたが、１件追加となりました。よって、３件の行政報告をさせていただきます。

まず、１件目は、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会でございますが、この間、組合定例会は２回開催されておりますので、併せて御報告いたします。

まず、令和４年１２月１９日に開催の令和４年第２回定例会であります。議案は、監査委員の選任、専決処分の承認が、職員の給与に関する条例２件、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、及び広島県市町総合事務組合規約の一部改正の５件、それに、職員の育児休業等に関する条例の一部改正、令和３年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算の認定、令和４年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算（第１号）、令和４年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第１号）で、合わせまして１０件ございました。全て同意、承認、可決をいたしております。

なお、監査委員には府中町の梶川議員が選任されております。

令和３年度決算認定の概要を申し上げますと、一般会計、これはし尿処理に係るものでありますが、歳入が５億８，２８１万８，８４８円、歳出が５億４，６２５万９，９０２円で、差引き３，６５５万８，９４６円の剰余です。

特別会計、これはごみ処理に係るもので、歳入が１３億６，０３９万１２６円、歳出が１３億３，３３５万７，１８５円で、差引き２，７０３万２，９４０円となり、各会計とも前年に続き黒字決算でありました。

令和４年度の一般会計及び特別会計補正予算は、今、申し上げました令和３年度決

算剰余金の繰越金の歳入の増額、業務入札執行残を受けての歳出の減額、及び昨今の原油価格の高騰などによる光熱水費の増加に伴う需用費の増額がございまして、一般会計が歳入歳出 7 0 1 万 3, 0 0 0 円増の 5 億 4, 7 5 2 万円、特別会計が歳入歳出 2, 2 0 3 万 2, 0 0 0 円増の 1 1 億 5, 5 7 7 万 2, 0 0 0 円となりました。

次に、2 月 2 1 日に開催された令和 5 年第 1 回定例会でございます。

議案は、令和 4 年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第 2 号）、安芸地区衛生施設管理組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定、職員の降給に関する条例の制定、安芸地区衛生施設管理組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定、組合経費の関係市町の負担金の負担方法、令和 5 年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算、令和 5 年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算の 8 件で、全て可決をいたしております。

令和 4 年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、燃料費単価の上昇、電気料金の値上がりに伴う光熱水費の増額で、歳入歳出 1, 9 2 1 万 6, 0 0 0 円増の 1 1 億 7, 4 9 8 万 8, 0 0 0 円となりました。

令和 5 年度における組合経費の関係市町の負担金の負担方法につきましては、従前どおりで、本年度の変更はありません。

令和 5 年度一般会計予算は、歳入歳出ともに 5 億 5, 0 7 6 万で、前年度比 1, 0 2 5 万 3, 0 0 0 円、率にして 1. 9 % の増額です。

増額の主な要因は、し尿処理における燃料費単価の上昇、電気料金の値上がりによる光熱水費の増加によるものです。

令和 5 年度特別会計予算は、歳入歳出ともに 1 4 億 3, 7 4 9 万 6, 0 0 0 円で、前年度比 3 億 3 7 5 万 6, 0 0 0 円、率にして 2 6. 8 % の増額です。

増額の主な要因は、空気圧縮機更新による修繕料の増加、燃料費単価の上昇、電気料金の値上がりに伴う光熱水費の増加、令和 3 年度に実施した地元対策費負担金の増加によるものであります。

以上が、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についての報告でございます。

2 件目としては、府中・坂地区水道整備協議会について、御報告いたします。

令和 5 年 2 月 7 日に、令和 4 年度府中・坂地区水道整備協議会に出席をしました。今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、オンラ

インによる開催でありました。議題は2件です。

1つ目として、令和5年度広島市水道事業会計当初予算の概要についてで、収益的支出と資本的支出を合わせた予算規模は399億4,250万円、前年度と比較して8億8,587万円の減額、率にしますと2.2%減少ということでございました。

減額の主な要因は、人件費、建設改良費などの減少によるということでございます。

2つ目には、令和5年度府中地区水道施設整備計画で、総事業費は2億7,444万5,000円で、瀬戸ハイム第一ポンプ所新築工事や桜ヶ丘の府中配水池新設のための基本設計、令和3年12月末をもって廃止となった府中浄水場の関連取水・導水施設の撤去工事などであります。整備計画書を皆様のお手元に配付しておりますので、御覧いただければと思います。

以上が、府中・坂地区水道整備協議会についての報告でございます。

追加となりました3件目の報告は、グレーチング転倒損害賠償請求事件についてであります。

本件につきましては、令和5年2月24日開催の全員協議会で、2月22日の広島地方裁判所の判決で原告の請求が棄却されたと報告をいたしました。3月8日に原告が控訴状を提出したと弁護士から連絡がございました。

まだ控訴状が届いていませんので、現時点では詳しい内容については分かっておりません。

以上、報告でございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君）　ただいまの行政報告に対して質問のある方。

6番、田中議員。

○6番（田中伸武君）　2つあって、1つは安芸衛管のほう、もう一つは水道のほうなんですけど、安芸衛管のほうだけまず質問させてください。

来年度の特別会計予算が26.8%の増とかなりの増額で、その原因として何か空気が、何やらという機械の更新とか光熱水費、地元対策でしたけど、その予算の3割以上の内容、一体何にお金がかかるとするのか教えてほしいのと、それに伴う入りのほうですかね。各町の負担、これもさっきの話だと各町負担は従前どおりということなので、従前どおりというのは額が従前どおりじゃなくて、負担割合が従前どおりなのか

なと思うんですけども、そうすると3割増の負担が各町とも増えるのかどうか。これ何か光熱費の増に対しては何かひょっとしたら国のほうから補填のようなのがあるのかどうか。それを教えてください。3割増とその内容で、そのあてのほうの収入の対策。

それから、ちょっと細かいことですが、町長の報告、議会があった開催日を日にちを何か5月って言ってた。開催日も確認、併せてお願いします。

○議長（梶川三樹夫君）　まず、町長。

○町長（佐藤信治君）　誠に申し訳ありません。

開催日を令和5年5月21日を2月21日と申し上げたということで、誤りでありましたので、5月21日ということで。

（発言する者あり）

○町長（佐藤信治君）　2月21日を僕が5月というふうに。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（梶川三樹夫君）　環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君）　おはようございます。環境課長です。

田中議員の安芸地区衛生施設管理組合、来年度の予算、26.8%増の主な要因ということで、先ほど、町長のほうから報告ありましたが、主なものとしましては地元対策費、こちらの負担がやはり多いということでございます。

こちらにつきましては、令和3年度に完了いたしました地元対策事業の負担金ということで、府中町といたしましては、地元対策負担に関しまして1億3,683万2,393円、こちらにつきましては各町で負担をするという形になるんですが、歳出としてその金額が増えたということで、各4町に負担金を求められておるものです。ですので、町の予算編成においても来年度その負担金を見込んだ増額の金額となると。歳入につきましてはそういったところで、各町の地元対策費負担金ということでの増額の補正ということになります。

それから、空気圧縮機というものの修繕の金額というのは、こちらのほうで報告いただいているわけではないんですが、修繕料の主な項目といたしまして、空気圧縮機の金額が大きいということで報告をいただいているところでございます。

それから、光熱水費につきましても、昨今の電気代の高騰等によりまして、金額を大幅に上げないといけないということで、今年度、令和4年度につきましても、負担

額が電気料金等が上がっておりますので、来年度も見込みとして増額で計上している  
というところで、組合のほうから報告をいただいておりますのでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

6 番、田中議員。

○6 番（田中伸武君） 分かりました。だから、機器の更新やら、地元対策やら、お金  
がかかるけど、しかも光熱費もかかるけど、それはやっぱり組合員である各自治体で  
それぞれ負担すると。国からの何かプラスはないというふうに理解させていただく。  
地元対策ということになると、恐らく、坂町へ入るお金ということになるのでしょう  
から、各町で坂町へお金払って、もう何年か延長でしたっけ。設備のあれか、やらせ  
てくださいねということでだろうと思います。理解しました。分かりました。

その次は、府中・坂水道のほうの今日も参考資料で地図が出ておりますけども、あ  
そこの桜ヶ丘の配水池の廃止ですよ。工事がいよいよ始まるということですが、結  
局あそこの跡地については、いろいろ地元でも声が出とるんですけども、まだよく分  
からないと。跡地の計画については、今現在、広島市の水道局あるいは広島市のほう  
から何か情報がありますでしょうか、ないでしょうか。もし、それとその地元の我々  
が府中町民の要望を町を通して、その跡地利用に市のほうに反映させる手だてがある  
のかどうか、あるいは既にやってるのかどうか。それについて教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁、環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 現時点で跡地利用について情報というのは入っておりませ  
ん。引き続き、広島市と情報共有等をしながら、そういうことが可能であればそうい  
う機会を通じて、要望等はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかにないようでございますので、行政報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

続いて、報告第 1 号、専決処分の報告についてをお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第 1 号 令和 5 年 3 月 1 0 日提出。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年12月21日に次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は町民生活部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長（森本雅生君） 皆様おはようございます。町民生活部長です。

報告第1号、専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、補足して説明します。

今回の専決処分の報告につきましては、府中町議会の委任による長の専決処分事項の指定について、第2項に規定する地方自治法第96条第1項第12号の規定による損害賠償を支払うもので、その額が100万円以下のものの和解に関することに該当するものであることから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により本議会に報告するものです。

専決処分の内容ですが、本件事故は、令和4年11月2日午後0時25分頃、広島市中区基町10番52号の広島県庁第一駐車場内において、庁用自動車を後退させていたところ、駐車していた車両右側に接触し、損傷させたものです。

損害賠償の額は23万5,620円です。債権者は、記載のとおりです。

専決処分年月日は、令和4年12月21日です。

このたびの事故ですが、同乗者はなく、運転手により注意を払って車を後退させていましたが、目測を誤り、接触事故を起こしたもので、職員の不注意で起きたものであり、深く反省しているところです。

事故報告後、再発防止に向け、課長を通じて安全運転を心がけるよう指導を行っています。今後は、車両運転時はもとより、乗降時においても安全確認を励行するほか、公用車を使用する出張前には安全運転の声かけを行うなど、事故防止に対する注意喚起を行ってまいります。

今回の事故に関し、関係者の方々に多大なる御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

11番、寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） すみません、損害賠償の金額が23万5,620円ということで、私の感覚で言えば、接触事故の割には多額なのかなというような気がするんで、損害賠償の額の内容について教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 環境課長でございます。

修理内容といたしましては、リアバンパー、テールランプ、エキゾーストパイプ（マフラー）の取り替え、それから、クォーターパネルの板金塗装ということになっております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

11番、寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 要は、接触事故ということなんですが、どの程度の接触で、相手方にかかなりのスピードでぶつかったということなんですか。その辺、接触だけとかすり傷程度というふうにイメージしたんですけど、何かバンパーとか何かマフラーとか、全部やり替えたみたいな話になっておるんで、どういう過失があったのかというのをちょっとその辺教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 環境課長でございます。

当該事故につきましては広島県庁の駐車場で、相手方の車両は停車中、駐車車両でございます。職員が出張帰りに、県庁から帰ろうという中で、切り返し作業中に接触したんですが、ちょっと慌てて、そのまま後退作業を続けた結果、相手方車両に接触後も押し続けたようなイメージで、バンパーを押した形からマフラーまで損傷に至ったということで、本当に不注意ということで、今後、安全管理に徹底したいと思っております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

寺尾議員。

○ 1 1 番（寺尾光司君） 今の話を聞くと、俗に言う、何かアクセルとブレーキの踏み間違いみたいな話にも聞こえるんで、今後、公用車の整備に当たって、そういった安全対策が今いろいろ装置が開発されてるし、ちょっと私自身車が古いんで余りどういう設備ができてるか分からないんですけど、ヒューマンエラーを機械的に回避するような装置がいろいろ出てきてると思いますので、ぜひ公用車の整備に当たってはそういった観点も踏まえて、整備を考えていただきたいということを要望しておきます。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） では、ほかにないようですので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第 5、第 1 号議案、令和 4 年度府中町一般会計補正予算（第 7 号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第 1 号議案 令和 5 年 3 月 1 0 日提出。

令和 4 年度府中町一般会計補正予算（第 7 号）。

令和 4 年度府中町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5 億 1, 9 8 8 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9 9 億 9 1 5 万 9, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） おはようございます。財務部長です。

第1号議案、令和4年度府中町一般会計補正予算（第7号）について、補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

7ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金、障害者自立支援給付負担金は、歳出・民生費に補正計上している障害福祉サービス事業の特定財源で、463万6,000円の増額補正です。負担率は2分の1です。

続いて、障害者医療費負担金は、歳出・民生費に補正計上している障害者医療費給付事業の特定財源で、161万9,000円の増額補正です。負担率は2分の1です。

続いて、保育所運営費負担金は、歳出・民生費に補正計上している私立保育所保育運営委託事業の特定財源で、535万1,000円の増額補正です。負担率は3歳以上については2分の1、3歳未満については100分の57.72から100分の58.16に上昇しています。

目 衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、歳出・衛生費に補正計上している新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の特定財源で、1,326万3,000円の増額補正です。ワクチン接種そのものに係る負担金で、負担率は10分の10です。

項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金は、歳出・民生費に補正計上している住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の特定財源で、2,490万円の減額補正です。補助率は10分の10です。

目 衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、歳出・衛生費に補正計上している新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の特定財源で、270万2,000円の増額補正です。ワクチン接種の事務費に係る補助

金で、補助率は10分の10です。

目 土木費国庫補助金、補助街路整備事業費補助金は、歳出・土木費に補正計上している補助街路整備事業の特定財源で、852万5,000円の増額補正です。補助率は100分の55です。

続いて、土地区画整理事業費補助金は、歳出・土木費に補正計上している向洋駅周辺土地区画整理事業の特定財源で、1億8,740万円の増額補正です。補助率は2分の1です。

8 ページです。

款 県支出金、項 県負担金、目 民生費県負担金、障害者自立支援給付負担金は、歳出・民生費に補正計上している障害福祉サービス事業の特定財源で、231万8,000円の増額補正です。負担率は4分の1です。

続いて、障害者医療費負担金は、歳出・民生費に補正計上している障害者医療費給付事業の特定財源で、80万9,000円の増額補正です。負担率は4分の1です。

続いて、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、歳出・民生費に補正計上している後期高齢者医療特別会計繰出金、保険基盤安定制度事業の特定財源で、45万1,000円の増額補正です。負担率は4分の3です。

続いて、保育所運営費負担金は、歳出・民生費に補正計上している私立保育所保育運営委託事業の特定財源で、73万8,000円の減額補正です。負担率は3歳以上については4分の1、3歳未満については国費の負担率上昇に連動し、100分の21.14から100分の20.92に下降しています。

項 県補助金、目 民生費県補助金、重度心身障害者医療費補助金は、歳出・民生費に補正計上している重度心身障害者医療費給付事業の特定財源で、153万8,000円の増額補正です。

続いて、ひとり親家庭等医療費補助金は、歳出・民生費に補正計上しているひとり親家庭等医療費給付事業の特定財源で、21万9,000円の増額補正です。

続いて、子どもの予防的支援構築事業補助金は、歳出・民生費に補正計上している子どもの予防的支援構築事業の特定財源で、1,602万2,000円の減額補正です。

款 寄附金、項 寄附金、目 指定寄附金、指定寄附金は239万7,000円の増額補正です。ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税の寄附金額が当初の見込

みを上回ったものです。一旦、まちづくり振興基金に積み立て、令和5年度の歳出に充当します。

9 ページです。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算に必要な一般財源を措置するもので、1億1,707万6,000円の増額補正です。

款 諸収入、項 雑入、目 雑入、消防団員退職報償金は、消防団員に退職報償金を支給する際、消防団員等公務災害補償等共済基金から同額が町に支払われるもので、1億64万3,000円の増額補正です。

款 町債、項 町債、目 土木債、補助街路整備事業債は、歳出・土木費に補正計上している補助街路整備事業の特定財源で、630万円の増額補正です。起債充当率は90%、一部100%です。

続いて、向洋駅周辺土地区画整理事業債は、歳出・土木費に補正計上している向洋駅周辺土地区画整理事業の特定財源で、1億8,980万円の増額補正です。起債充当率は100%です。

続いて、県施工街路事業負担金事業債は、歳出・土木費に補正計上している県施工街路事業負担金事業の特定財源で、110万円の増額補正です。起債充当率は90%です。

続いて、広島市東部地区連続立体交差事業債は、歳出土木費に補正計上している広島市東部地区連続立体交差事業の特定財源で、1,440万の増額補正です。起債充当率は90%です。

10 ページから歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 人事管理費、職員給与費事業（人事管理費）は、6,389万円の増額補正です。当初予算で定年退職者分の退職手当4名分を見込んでおりましたが、早期退職者が7名追加されたため増額補正するものです。

目 財政管理費、まちづくり振興基金積立金事業は、239万7,000円の増額補正です。歳入で増額補正したふるさと応援寄附金を翌年度の事業に充当するため、一旦、まちづくり振興基金に積み立てるものです。寄附金の増額による増額補正です。

目 諸費、過誤納還付金事業は、123万1,000円の増額補正です。母子保健衛生費国庫補助金について、事業確定により精算が行われ返還金が生じたため、増額

補正するものです。

11 ページです。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険特別会計の補正に伴い、必要となる一般会計からの繰出金を増額するもので、216万円の増額補正です。

続いて、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業は、2,490万円の減額補正です。当該事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活・暮らしの支援として閣議決定され実施された事業ですが、令和4年12月31日をもって事業終了したため、その執行残を減額するものです。

目 老人福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定制度）事業は、後期高齢者医療特別会計の補正に伴い、必要となる一般会計からの繰出金を増額するもので、60万2,000円の増額補正です。

目 障害福祉費、重度心身障害者医療費給付事業は、1,176万5,000円の増額補正です。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により発生していた医療機関への受診控えが収まってきたことに加え、後期高齢者医療被保険者の負担割合が、令和4年10月から1割負担から2割負担に増加し、重度心身障害者の医療費についても負担が増えたことから、給付費の増額が見込まれるものです。特定財源として、県補助金が充当されます。

続いて、障害者医療費給付事業は、323万9,000円の増額補正です。医療費の全体が増加したことや、対象者が増加したことなどにより給付額の増額が見込まれるものです。特定財源として、国・県の負担金が充当されます。

続いて、障害福祉サービス事業は、927万3,000円の増額補正です。居宅介護や共同生活援助、就労継続支援などのサービスの利用が増加したこと、また、サービスを提供する事業所が町内でも増加していることから、給付費の増額が見込まれるものです。特定財源として、国・県の負担金が充当されます。

12 ページです。

項 児童福祉費、目 児童福祉総務費、子どもの予防的支援構築事業は、2,066万円の減額補正です。システム構築に係る委託料を当初予算に計上していましたが、当該事業が国の実証実験に採択され、令和4年度のシステム構築は国が実施することとなりました。そのため不要となった委託料について減額するものです。

目 母子福祉費、ひとり親家庭等医療費給付事業は、８１万９，０００円の増額補正です。新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが収まってきたことにより、給付費の増額が見込まれるものです。特定財源として、県補助金が充当されます。

目 保育所費、私立保育所保育運営委託事業は４２６万１，０００円の増額補正です。令和４年１０月からの公定価格の見直し及び保育士等の処遇改善による加算があり、運営委託費が増加したことによる増額です。特定財源として、国・県の負担金が充当されますが、国費の負担率が０．４４上昇したため、県費と一般財源については減額となっています。

１３ページです。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、１，５９６万５，０００円の増額補正です。オミクロン株対応ワクチンの接種希望者が当初の見込みより増加したため、令和４年度分の接種について必要な経費を増額補正します。

また、４月以降の接種についても、円滑な接種体制を継続するため、当面６月まで見込まれる経費について増額補正し、繰越予算として対応します。

なお、高齢者や重症化リスクのある人などに対する令和５年度の春・夏の接種を含め、６月以降の接種に必要な経費については、国から詳細が示された後、令和５年度の補正予算として計上することとします。特定財源として全額国費が充当されます。

１４ページです。

項 清掃費、目 塵芥処理費、広域ごみ処理施設管理運営費負担金事業は、８４８万７，０００円の増額補正です。１月に安芸地区衛生施設管理組合から今年度の負担金の見込み額が示され、燃料費・光熱水費の高騰等による追加負担が必要になったことから増額補正するものです。

款 土木費、項 道路橋梁費、目 道路新設改良費、補助街路整備事業は１，５５０万円の増額補正です。

みくまり１４号線道路改良工事の新宮橋架け替えにおいて、仮設工事で工法の変更により工事費が増額となったこと、また、国の補正予算で補助街路整備事業費補助金が追加で措置されたことから、令和５年度施行分を前倒して予算計上したため増額となったものです。特定財源として、国庫補助金及び地方債が充当されます。

１５ページです。

項 都市計画費、目 土地区画整理費、向洋駅周辺土地区画整理事業は、3億8,020万5,000円の増額補正です。

国の補正予算で土地区画整理事業費補助金が追加で措置されたことから、令和5年度施行分のうち、都市再生分19件、道路分1件の物件移転費等補償費を前倒しすることとし、必要な額を予算計上するものです。特定財源として、国庫補助金及び地方債が充当されます。

目 街路事業費、県施行街路事業負担金事業は、128万2,000円の増額補正です。県施行街路事業青崎池尻線の事業費の増額に伴い、町負担金を増額するものです。特定財源として地方債が充当されます。

続いて、広島市東部地区連続立体交差事業は1,600万円の増額補正です。

県が実施する当該事業、府中町域における仮線工事等について、令和4年度分の事業進捗により追加負担金が必要となったため増額補正するものです。特定財源として、地方債が充当されます。

目 公共下水道費、下水道事業会計出資金事業は、下水道事業会計の補正に伴い、必要となる一般会計からの出資金を増額するもので、782万8,000円の増額補正です。

16ページです。

項 排水路費、目 排水路費、水路改良等事業は、1,890万円の増額補正です。

現地調査等の結果、出水期までの改良が必要な複数の水路について、しゅんせつ及び補修工事を実施するものです。

款 消防費、項 消防費、目 非常備消防費、消防団活動事業は、消防団を退職する方に、条例に基づき退職報償金を支給するもので、2名分164万3,000円の増額補正です。財源として、消防団員等公務災害補償等共済基金から町に同額が支払われます。

次に、第2条、繰越明許費の補正について、第2表、繰越明許費補正により御説明します。

ページは3ページにお戻りください。

追加です。款 総務費、項 総務管理費、総合行政情報システム構築事業は、280万5,000円の繰り越しです。地方税共通納税システムの対象税目の拡大に対応するシステム改修を実施しているところですが、再発行分の納付書へのQRコー

ド付設について協議に時間を要したため、年度内の完了が見込めず、繰り越しを行うものです。事業完了は令和5年6月を見込んでおります。

款 衛生費、項 保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、1,122万1,000円の繰り越しです。内容は先ほど歳入歳出予算補正でも説明しましたが、4月以降も円滑な接種体制を継続するため、ワクチン接種委託料、約1,800件分をはじめ、コールセンター等委託料、予約管理システム使用料など、6月までの当面必要な経費について繰り越しを行うものです。

続いて、協働型環境づくり事業は、459万7,000円の繰り越しです。第2次環境基本計画の中間見直しにおいて、広島県が現在改定作業中の第3次広島県地球温暖化防止計画、これは3月末に完成が予定されていますが、この県の計画との整合性を図るため、年度内の完了が見込めず繰り越しを行うものです。事業完了予定は令和5年6月です。

続いて、低炭素型まちづくり事業は163万円の繰り越しです。

第4次地球温暖化対策実行計画の策定において、先ほどと同様に、県の計画との整合性を図るため、年度内の完了が見込めず繰り越しを行うものです。事業完了予定は令和5年6月です。

項 清掃費、廃棄物適正処理推進事業は、82万5,000円の繰り越しです。一般廃棄物組成調査業務について、データ収集場所の選定やデータ分析方法等について協議に時間を要したため、年度内の完了が見込めず繰り越しを行うものです。事業完了予定は令和5年5月です。

款 土木費、項 道路橋梁費、道路新設改良事業は1,785万円の繰り越しです。2件の工事についての繰り越しです。

1件目、鹿籠14号線道路改良工事は、地権者との協議に時間を要したため、年度内での完了が見込めず繰り越しを行うものです。繰越額は385万円、工事完了予定は令和5年8月です。

2件目、青崎25号線道路改良工事は、国の補正予算で国庫補助金が措置されたことから新たに発注する工事で、年度内の完了が見込めないことから繰り越しを行うものです。繰越額は1,400万円、工事完了時期は令和6年3月の見込みです。

続いて、補助街路整備事業は、5,854万4,000円の繰り越しです。みくまり14号線道路改良工事において、支障となる電柱の移設時期が延伸したことから、

令和４年度分の工事について、一部年度内の完了が見込めなくなったこと、また、国の補正予算で国庫補助金が措置されたことから、令和５年度施行分を前倒しして予算計上したことから、年度内の完了が見込めず繰り越しを行うものです。工事完了予定は令和５年６月です。

項 都市計画費、向洋駅周辺土地地区画整理事業は、４億７，２８５万８，０００円の繰り越しです。国の補正予算で措置され、本補正予算で必要額を計上している物件移転等補償費について、議決後の着手となるため、年度内の完了が見込めず繰り越しを行うものです。事業完了時期は令和６年３月の見込みです。

続いて、広島市東部地区連続立体交差事業は、１億４，７８８万６，０００円の繰り越しです。県の実施する広島市東部地区連続立体交差事業の進捗に遅れが生じ、年度内の完了が見込めないため、繰り越しとなる事業費の負担金について繰り越しを行うものです。

項 排水路費、水路改良等事業は、１，８９０万円の繰り越しです。本補正予算に計上した水路のしゅんせつ補修工事において、議決後の着手となるため年度内の完了が見込めず、繰り越しを行うものです。工事完了予定は令和５年６月です。

次に、第３条、地方債の補正について、第３表、地方債補正により説明します。

４ページを御覧ください。

変更です。

補助街路整備事業の限度額は、補正前が３，１９０万円、補正後が３，８２０万円です。

向洋駅周辺土地地区画整理事業の限度額は、補正前が１億６，１４０万円、補正後が３億５，１２０万円です。

県施行街路事業負担金事業の限度額は、補正前が１，３２０万円、補正後が１，４３０万円です。

広島市東部地区連続立体交差事業の限度額は、補正前が１億８，４８０万円、補正後が１億９，９２０万円です。

起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更ありません。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ここで休憩いたします。

再開は１１時からということで休憩いたします。休憩。

(休憩 午前 10 時 49 分)

(再開 午前 11 時 00 分)

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

休憩前の説明に対し、質疑を行います。

質疑は 10 ページから 16 ページの歳出からページごとに行います。

まず、10 ページで質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に 11 ページで質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に 12 ページで質疑ございますか。

11 番寺尾議員。

○11 番（寺尾光司君） 保育所、最後のところだったかもしれないんですけど、保育所費の私立保育所の運営費の委託事業が、歳出補正額は 400 万超の歳出補正になってるんですけど、実際、一般財源が入ってるということで、国の補助制度自体が変わってるというのがあれば、ちょっとその内容について説明をしていただきたいんですけど。歳出のところで聞いて申し訳ないんですけど。保育事業の国の補助金の関係について説明をお願いしたいと思います。

○議長（梶川三樹夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君） 子育て支援課長です。

寺尾議員の御質問にお答えします。

このたび、令和 4 年 10 月からの公定価格の見直しということで、保育士等の処遇改善による加算がありまして、これは令和 3 年度の 3 月に補正を計上させてもらった令和 4 年 2 月分、3 月分で処遇改善を行うようお願いをしていた分で、令和 4 年度の 4 月から 9 月分については当初予算で計上させてもらっていたんですが、公定価格の見直しということで、今回補正のほうを上げさせてもらいました。そのときは、保育士等処遇改善臨時特例事業ということで、処遇改善ということで補正を上げさせていただいたところで、10 月から新しい公定価格が出て、その分の足りない分を補正させていただいたところです。

補助率について、今回の公定価格によって 3 歳以上の補助率には、国が 2 分の 1、

県が4分の1、町が4分の1ということで変更はないのですが、3歳未満について、国が57.72%から58.16%、0.44%の上昇ということで、県と町は21.14%、それから21.14%から20.92%に下がったということで、今回の公定価格の見直しに伴って、負担割合のほうも変わったということでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 11番、寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 12ページの保育所運営費委託料自体の400万の増額は、そういう処遇改善の経費で増えたということとということですね。それで、なおかつ特定財源とか財源内訳で一般財源が減っているというのは、全体の事業費が増えたんだけど、国の補助金の引上げで町の負担率が下がったんで、全体は増えたけど町はさらにそれ以上減ったということではないということですか。

はい、分かりました。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、次に13ページでございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 次に14ページで質疑ございませうか。

寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 補助街路の整備事業の1,550万の補正ということで、その説明で令和5年度分の前倒しを行うということでしたが、その新宮橋の工事に係る部分での前倒しなのか、新宮橋の工事の前倒しの部分がどの部分に当たるのか、工事の前倒しの内容を教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 建設部次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（磯亀智君） 都市整備課長兼職次長です。

寺尾議員の御質問について答弁いたします。

国の補正予算に伴うこれにつきましては、約250万円を前倒しておりますが、これは現在の工事、工事箇所は同一なんですけれども、新宮橋の架け替え工事の外にある10メートルほどの舗装工事で、排水路の設置工事を見込んでおります。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に 15 ページで質疑ございますか。

14 番、齋藤議員。

○14 番（齋藤 昇君） 14 番、齋藤なんですが、15 ページの土地区画整理費です。

これ 3 億 8,020 万 5,000 円、向洋駅周辺土地区画事業、物件移転費等補償費という形で出てるんですが、この内容を教えてください。本来だったら、本当にこれ随分前に終わっているはずで、今の状況の中で随分増えて、何か非常に残念でたまらんですが。

それともう一件、街路事業費です。先ほど青崎池尻線と言われたんですが、この値が増額という形で出てるんですがこの内容と、それからこれ随分もう普通でしたら県の事業で終わっとらにやいけんですが、大体いつ頃完了予定か、そのあたりを分かれば教えてください。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 区画整理課長。

○区画整理課長（岡村紀行君） 区画整理課長です。

向洋駅周辺土地区画整理事業の増額の内容は、ほとんどが物件移転補償費等でございます。現在、全体事業費が 177 億円で、現在 134 億円分がほぼ完了しております。残事業費が約 43 億円となっております。

説明は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 建設部次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（礪亀智君） 都市整備課長兼職次長です。

齋藤議員の県施行街路事業費負担金事業について、答弁いたします。

本事業は、広島県が施行する青崎池尻線の事業に伴う負担金を支払うという事業でございますが、現在、この県の事業は令和 5 年度までの事業計画で進めております。今年度は、南公民館側の工事とか、あとライフラインの移設を実施してるというふうに伺っております。

あと、補償につきましては当初 2 件残っていましたが、1 件については今年度中に契約を締結しており、それに伴う負担金を今回支払ったということでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 齋藤議員。

○ 1 4 番（齋藤 昇君） ちょっと本題とは外れるんですが、要望という形で発言をさせていただきます。

○議長（梶川三樹夫君） すみません、齋藤議員、ここは質疑の場なので質疑だけにしてもらえますか。

○ 1 4 番（齋藤 昇君） やめときます。はい、すみません。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

1 0 番、西議員。

○ 1 0 番（西 友幸君） 今の3億8,000万、これ大体何件を買収して補償したんかということと、18番の連続立体交差事業もありましたよね。これ以前JRのほうで説明会が開かれてるんですが、当初何年度にできるというのが、これで実現可能なのか、その年度が。JRが説明したとおりの。そこら辺をちょっと詳しく聞かせてください。

○議長（梶川三樹夫君） 区画整理課長。

○区画整理課長（岡村紀行君） 区画整理課長です。

西議員の質問に回答いたします。

物件移転補償費は、都市再生分が19件、道路分が1件でございます。

また、広島市東部連続立体交差事業の進捗でございますが、事業認可取得時に府中町の駅については、令和12年度末に完了予定と伝えておりますが、今もその時期を目標に事業を進めていると聞いております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 10番、西議員。

○ 1 0 番（西 友幸君） それでは、連続立体交差事業は遅れはないということでしょうか。

○議長（梶川三樹夫君） 区画整理課長。

○区画整理課長（岡村紀行君） 着手が少し遅れておりますが、今のところ事業を延伸する予定はないと聞いております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

田中議員。

○ 6 番（田中伸武君） 向洋の土地区画整理と連立と、それから県道の青池線と皆セッ

トで進めよるわけですけども、こうやって今回も補正を組むというその大きな理由が国の補正、つまり前倒しでお金が下りてくるとのことだろうと思うんですが、そうは言っても、前倒しで下りた分がほとんど繰り越しになるわけですね。この時期に前倒しだといってお金を示して、そのまま次の年度に繰り越すと。実質、令和５年度の予算で計上したのと同じことで、見せかけの選挙対策のお金のばらまきだという批判もあるわけですけども、まあそうだろうと思うんですが。実際に事業をする現場では、例えば物件移転などはかなり計画的に本年度はＡだのＢだのＣだのやって綿密に立てて、しかも、連続立体交差は線路１本ずつ北と南で入れ替えていくんじゃないかな。うようなかなり綿密な計画を立てて、それぞれ年度ごとにやっとなるわけで、いきなりお金をこっぴどく出しますよ、ほんでそれはそのまま次に繰り越しなさいという国のやり方は、現場にとって事業の進捗上何か影響があるのか。悪影響、あるいは、いやいやはいはい来ただけさっと先にばらまけるぜということなのか、そこらの現場の影響がないのかというのを一つ伺います。

それで逆に、いや、うちとしてはもう計画きちんとやるけ、県と一緒にですね、この補正は要りませんと。その分ちゃんと令和５年度で当初でつけて計画どおりやりますということが出来るのか、できんのか。それも併せてちょっと、財政規律の問題ですけども、現場の影響を聞かせてください。

○議長（梶川三樹夫君） 建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

ただいまの田中議員からの御質問に答弁いたします。

まず、国の補正予算、１２月の補正であったり、９月の補正であったり、いろいろ時期がございます。この１２月の補正については緊急対策という意味合いと、それから１５か月予算とよく言いますが、我々、建設事業を行う事業部においては、一日でも早い完成を目指すというところが大きな目標にございます。この国が支援していただける補正予算が一日でも早いと、例えば、今回の物件移転補償であれば、お客様のほうに金額が提示できる日が早くなる、工事であれば、議会の議決をいただいた後にすぐに契約が交わせるということで、一日も早い完成が目指せる、そういったメリットがあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に16ページで質疑ございますか。

11番、寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 排水路費なんですけど、1,890万の補正で、それで繰り越しも上げているということですが、こういった水路改良を補正を組んで、繰り越してまで、出水期前までにやりたいというのはあまり聞かなかったかなと思うんですけど。今回、補正を上げる必要性というか、実際的にはどういう場所がどういう危険な状況になっているのかというのが把握されると思うので、もう少し具体的な場所とか、危険性とかを説明いただきたいと思います。

○議長（梶川三樹夫君） 下水道課長。

○下水道課長（原田 司君） 下水道課長です。

今回、今年度ですね、積み残しの部分がありまして、その部分を調査した結果、この雨季の時期までに手をつけたほうがいいという判断をいたしまして、補正を上げさせていただきました。

場所といたしましては、マツダ病院前の水路と鶴江の水路、ここは勾配が少なく滞りやすいところなんですけど、ここを複断面という方向で考えております。補修については、みくまり3丁目、城ヶ丘の利水のU型側溝があるんですけど、この部分が破損しておりまして、これで雨が降るとその里道部分を流すというようなこともありますので、早急に対応したいということで考えております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 3か所ということですね。マツダの前と鶴江の水路の断面が大きくて、流れが悪いから複断面にするという話と、みくまり3丁目のU字側溝が破損しておるということで、ちょっと気になるのが複断面の工事を今まで複断面じゃなかったんで、あえて補正までして1億というのが、もう少し理由を説明してもらえませんか。

○議長（梶川三樹夫君） 下水道課長。

○下水道課長（原田 司君） 下水道課長です。

ここの鶴江の複断面については、ここについてはこの梅雨に入ると、もうかなり草とかが繁茂しておりまして、それが全部流れてくるというようなことがありますので、

滞留している部分をなくしたいということで、梅雨までに行いたいと。それと、マツダの前については、ここはまだ複断面にはなっていないんですけれども、ここは下水もまだできていないところなので臭いがすごいということで、ここ二、三年ずっと苦情がありまして、今回滞留する部分を少なくして、対応させていただくということでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

6 番、田中議員。

○6 番（田中伸武君） 消防団の退職者がよそより 2 人多いということですが、さっき正規の職員のところでも、正規の退職者より 7 人ほど役場の職員も中途退職があったということですが、最近、公務員早めに辞める方が多くて、なかなか人員の確保が大変だと思うんですけれども、この消防団員というのは大体年齢で 70 でしたっけ、定年まで勤める方が多いんじゃないかと思うんですが、途中で辞めるというのは何か理由があったのか、なかったのか教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 消防総務課長兼職次長。

○消防次長兼消防総務課長（橋本臣彦君） 消防総務課長兼職次長です。

このたび退職されるのは 64 歳の方と 65 歳の方になります。一身上の都合ということでございますが、1 名の方は体調不良ということ、もう一人の方は年齢的に後任に譲っていきたいというようなことで退団に至っております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に歳入について質疑を行います。

7 ページから 9 ページの歳入についてでございます。一括で質疑ございますか。

6 番、田中議員。

○6 番（田中伸武君） ふるさと納税の指定寄附金のことですが、委員会のときもちょっと聞いてなかなか分かんかったんですが、指定寄附ってふるさと納税の売り上げといったらおかしい、まあ寄附金が増えることは、まちにとってはありがたいことだと思います。ただ、その寄附金収入を伸ばすための手だてとして、ポータルサイ

トに結構な手数料を払ったり、宣伝費を払ったりということ手間をかけてると。だから、実質この増えた額が丸々実入りになると言ったらおかしいんですけども、そうではないことだろうと思うんですが、大体大ざっぱに言って、手間をかけた分、ポータルサイトへかけて、その手数料として取られるのはこの売り上げのどのぐらいが取られるのか。あるいは、その経費として、つまり収入としてはこんだけ入るけど、実質の収入はこんだけではないんじゃないかというのを、まあ非常にいやほんの数パーセントだよと、いやあるいはこの半分ぐらいは実はそれほどの収入じゃないんだよというのが分ければ教えていただきたい。結構、町民の関心が高くて、ニュースに取り上げられたもんだから。おい府中どうすんねん、遅いんじゃないんねみたいな話もあるんで。ざっとどのぐらい増えてるけども実はこのぐらいだというのが分ければ教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 財政課長兼職次長。

○財務部次長兼財政課長（中本孝弘君） 財政課長兼職次長です。

田中議員さんの御質問なんですけども、令和４年度のふるさと納税の言ってみれば府中町の収支ということだろうと思うんですけども、今回補正をさせていただくことで、収入のほうの見込みが６００万円というふうに見込んでおります。それに対して手数料ですとか、あとは返礼品に対する業者さんへの負担金、そういったものを含めて、約２２７万円というふうに見込んでおります。ですから、約３割程度がそういう意味では必要経費というふうになっております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

１０番、西議員。

○１０番（西 友幸君） 寄附金のところでお聞きしたいんですけど、実は府中町特産品が余らないというんで、寄附されても返礼品が余りいい物がないということなんですよね。それで、北海道なんかを見るとズワイガニがね、もうこれロシアと貿易禁止されてるのに、日本だけ増えとるわけなんです。すごい。それは、ズワイガニをカナダから現実には日本輸出されておったんですが、もうアメリカが全部買ってしまって、ズワイガニの仕入れ先がないからロシアから輸入してるわけなんです。現実問題。数億、ロシアとの貿易額が増えてます。日本は。アメリカなんかは同盟国なのに廃止してるのにですね。府中町名産品がないということで、これは府中町の活性化、いき

いきづくり、もうメールなんかでも北海道なんかはすごいやっとなるのに、府中町はごくこんな程度ですね。北海道なんか何千万やってる。例えば、うちの息子なんかでもそうなんです、まあズワイガニやってくれるんで、ふるさと納税どこにしてもええわけじゃけ、北海道のズワイガニもらうからやるとかいうようなことがあるわけなんですよね。府中町も何らかの特産を考えて、町長にもこの前、印鑑のほうちょっとお願いした経緯もありますが、何かそこら府中町の弱点に見えてくるわけなんですよね。白そばもいいですけど、何かそこらいい研究、職員のほうでやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（梶川三樹夫君） 財政課長兼職次長。

○財務部次長兼財政課長（中本孝弘君） 財政課長兼職次長です。

まず、年末でしたか、新聞のほうに赤字額が大きいというふうに報道されたわけなんですけども、今回、府中町と同じように報道された町にもやはり共通点がありまして、大体町という単位でくくられて赤字が大きかったというところの似通ったところで言いますと、やはり面積が比較的小さい町に、人口で言えば3万人から5万人ぐらいの人が住んで、第三次産業がメインで、第一次産業としてはごく少数という、大都市のベッドタウンのような感じだろうと思うんですけども。そもそも返礼品として最も人気があるのが、今、議員さんのほうもおっしゃいましたけども、ズワイガニですとかそういった農水産物ということと、あとは生産加工をする工場があるというところなんですけども、そういった生産に関することの少ないんですけども、少ないけれども人口が多い町村というのは、そもそもふるさと納税の制度には不向きなまちではないかと分析しております。そもそも、ふるさと納税自体が都市部から中山間地域への税源の配分を推進する制度としてつくられたような経緯もあって、できたのがふるさと納税というものだと思います。とはいえ、国の制度としてある以上は、府中町としても限られた中で創育工夫をして、努力をしていくことが必要でないかとは考えております。そういった意味でポータルサイトも増やして、府中町もPRもしてきておりますし、商品についても職員のほうでお店のほうに直接行って、営業をしたりしているんですけども、今後も商工会からの協力も得られれば、そういった形の連携も図りながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 西議員。

○10番（西 友幸君） 私、にしき堂さんにもみじまんじゅう頼みに、府中町何かいい菓子できないというようなことで行ったことがあるんですよ、何回か。そういった努力とかしっかりされて、府中町の名産を作っていくということは大事だと思うんですね。例えば、府中町は椿、熊野だったら筆が有名でございますよね。そういった熊野筆は筆が有名ですから、府中町だって5万数千人おるわけなんじゃけ、どなたかのアイデアを広報で募集するとか、懸賞つきで。そういったものもちょっとやってみられたらいかがなもんかと。そういったもんが1回も出たことないもので、もうちょっとそこら職員が努力される必要があるんじゃないかと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（梶川三樹夫君） 財政課長兼職次長。

○財務部次長兼財政課長（中本孝弘君） 財政課長兼職次長です。

今言われたことも参考にしながら、今後、研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ次に、3ページ、第2表、繰越明許費補正で、質問ございますか。

西議員。

○10番（西 友幸君） 土木費の中の向洋駅周辺土地区画整理事業で、これ繰越明許費補正ですね、4億7,285万円もあるんですが、私ちょっと疑問に思うのは、広島市の区画整理の審議会委員もやっていますが、一番難しい案件というのはパチンコトヨーというのが昔あって、屋根も開いとったんですよ。やっと思整地になりまして一番難しい。ほいで、府中町にI医院があって、どっちが早く進むかなとずっと僕見よったんですが、こっちは一つも進んでないんですね。ほいでこれ、和多利町長が直接行かれて説明されとんですよ。理由的にすごく簡単な理由なんです、補償地内に建物が引っかけられないんで建物補償ができない、それを懸念して全然乗ってこないわなんですよ。ほいで、それもこの前お母さんが亡くなり、登記がもう先生の娘さんになったんですよ。それがいまだに解決できていない。何と情けないんか。何年かかっとなるんかこのことに。広島市は片や片づいとる。同じようなのがね。私は情けな

いです。例えば、広島市の区画整理の職員を見ると、多分 11 名ぐらいなんですよ。府中町は区画整理に何人おりますか。二十数人は最低おるでしょう。倍以上ですよ。情けないと思わなかね、これほんと。誠に私もう議員として残念ですよ。こんなことで区画整理進んでいくのかなと。予定どおり。いつも残念に思っておりますが、ちょっとそこら答弁ください。

○議長（梶川三樹夫君） 区画整理課長。

○区画整理課長（岡村紀行君） 区画整理課長です。

御心配をおかけして大変申し訳ございません。先ほどおっしゃってました地権者につきましては、任意交渉を継続して行っておるところです。また、直接施行等のことにつきましては、予算特別委員会のおきにお願いをさせていただくことになります。どうぞよろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ほかに。

西議員。

○10番（西 友幸君） 岡村さんに言っときたいんじゃないけど、私、カープ鳥の地権者やけ、この前貴方もう外れたと言うちゃったけど、違うんじゃないかね。そこはよう理解しとってね。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

11番、寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 1つ聞いとかないけん思ったのが、その道路橋梁費の道路新設改良費の繰り越しが1,785万円の説明のときに、青崎25号線を追加するという説明があったと思うんですけど、端的に言えば、場所が分からないので、言葉で場所を表現してほしいのと、追加でされるということですけど、補正予算のほうには上がってないんで、その追加でされる予算措置など、どういうやり方をされたのかというのをちょっと説明いただきたい。

○議長（梶川三樹夫君） 建設部次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（磯亀智君） 都市整備課長兼職次長です。

まずこの青崎25号線なんですけれども、事業費としては1,400万円ほど計上しており、延長は80メートルです。場所は南小学校の南側、ちょっと標高でいうと高いところになるんですけども、青崎東地区になります。その80メートルを予定しております。これにつきましては、国の補正に伴う国庫支出金770万円を見込ん

でおります。

道路新設につきましては、今の道路新設改良事業の執行残のほうで行うため、補正予算のほうには計上していません。

説明は以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 執行残が1,500万あって、それを利用して対応するということだということでした。ただ、場所が南小学校の南といったら府南ハイツのほう。それでこれは工事とすれば新設なんか、舗装なんか、側溝の蓋掛けなんか、ちょっとどういう工事をやるのかというのを教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 建設部次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（礪亀智君） 都市整備課長兼職次長です。

工事につきましては道路新設改良事業で、今の開渠の部分を暗渠化して有効な道路幅員を広げるという工事でございます。場所につきましては、先ほど説明いたしましたが、南北で言いますと南小学校の南側になって、今年度も工事をしている、継続して行う箇所でございます。

以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） 寺尾議員、もし分からなければまた地図で。

10番、西議員。

○10番（西 友幸君） 今の工事の件ですが、私どものちょうど来るほうを反対側のメインをやってくれてるんです。今まで側溝にはまって自転車がこけたりとか、いろいろ町も補償されてきておりますが、側溝を蓋掛けして、鉄で暗渠を造ってくれてるわけなんですね。それに対してまた舗装もやってくれてますので、非常に感謝しております。お礼をこの場でちょっと言わせていただこうと思ひまして。

○議長（梶川三樹夫君） 繰越明許費に関する質問をお願いします。

狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野です。

総合行政情報システム構築事業についてなんですけど、これは仕様が追加になって、QRコードが追加になったということなんですけど、年度内に終わらなくなったぐらいのボリュームの追加だと思うんですけど、もう少し内容を説明いただければと思い

ます。お願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 税務課長。

○税務課長（藤田明君） 税務課長です。

QRコードにつきましては、地方税共同機構が行う、全国的な町税の事務の合理化を図るため、令和3年6月18日に閣議決定されたものです。これを基に、令和5年4月から納付書に付設するという事になっております。

今現在、例えば国税でもエルタックスというシステムがあって、国税の申告や納付を役所や銀行に行かずに、会社や自宅のパソコンやスマホから手続きができておるんですけれども、地方税においても平成31年10月に連携をして、主に企業が対象となる法人町民税や、給与天引きされている町民税が納付できることとなっております。このたび、令和5年4月1日からは軽自動車税、固定資産税、個人が納付される町民税も納付できることとなり、併せてこのたびQRコードも納付書につけることとなっております。QRコードで読み取りをすると、地方税共通納税システムに連携することとなって、銀行で納付されたら今までは納税納付済み通知書を自治体に送付することとなっておりますけれども、これからはデータ連携しているため、自治体に納付済み通知を送付することも省略され、町においても入金を読み込みとか確認が、今必要となっておりますけれども、データ連携ということでそれらが不要となり、事務の省略というか軽減になるものとなっております。

説明は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

4番、狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野です。

ありがとうございました。効率化ということなんですけど、これ4月1日からという話だったんですけど、当然それまでにシステム改修を終わっとくと思うんですけど、これが繰り越しということは、結局、支払いがその後になるから繰り越しということになったという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（梶川三樹夫君） 税務課長。

○税務課長（藤田明君） 税務課長です。

令和5年度の固定資産税は4月1日に納付書を送付しますし、5月には軽自動車とか、今度町民税とかあります。こちらのほうの対応は一通り完了しておるんですけれ

ども、これとはまた別に滞納管理をするシステムが別に業者であります。そちらのほうとの協議連携のほうが、今からまた時間かかっておりますので、繰り越しをさせてもらうということになります。

説明は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） なければ次に４ページ、第４表、地方債補正について質疑ございますか。

なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） ここで昼休憩に入ります。１３時から再開いたしますが、開会前に申し上げたとおり、議員共済会総会をこの場において開催いたしますので、そのままお待ちください。

（休憩 午前１１時４３分）

（再開 午後 １時００分）

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第６、第２号議案、令和４年度府中町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第２号議案 令和５年３月１０日提出。

令和４年度府中町介護保険特別会計補正予算（第３号）。

令和４年度府中町の介護保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところに

よる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ974万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,326万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は財務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第2号議案、令和4年度府中町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）現年度分は294万円の増額補正です。

歳出、地域支援事業費に補正計上している介護予防生活支援サービス事業（第1号訪問事業等）の特定財源で、補助率は25%です。

なお、歳出事業について、これ以降、第1号訪問事業と省略することとします。

款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 地域支援事業支援交付金、現年度分は、歳出、第1号訪問事業の特定財源で、317万5,000円の増額補正です。負担割合は27%です。

6ページです。

款 県支出金、項 県補助金、目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）現年度分は、歳出、第1号訪問事業の特定財源で、146万9,000円の増額補正です。補助率は12.5%です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活

支援総合事業）現年度分は、歳出、第1号訪問事業の町負担分を一般会計から繰り入れるもので、146万9,000円の増額補正です。負担割合は12.5%です。

目 その他一般会計繰入金、事務費繰入金は、事務費分の一般財源を一般会計から繰り入れるもので、69万1,000円の増額補正です。

7ページから歳出です。

款 総務費、項 介護認定審査会費、目 認定調査等費、介護認定調査等事業は69万1,000円の増額補正です。介護認定調査委託料が当初の見込みを上回ったため増額するものです。コロナ禍により、介護認定の新規申請を控えていた方や、有効期間を1年延長していた方の更新申請により、認定調査件数が増加したことなどが要因と考えられます。

款 地域支援事業費、項 介護予防・生活支援サービス事業費、目 介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問事業等）介護予防・生活支援サービス事業（第1号訪問事業等）は、1,175万8,000円の増額補正です。サービス利用の増加に加え、令和4年10月の介護報酬改定で、介護職等ベースアップ等支援加算が新設されたことにより、総合事業費委託料が当初の見込みを上回ったため増額するものです。

介護保険制度として財源の負担割合が決まっており、国25%、支払基金交付金27%、県12.5%、町12.5%、介護保険料23%となっていますが、最後の介護保険料については、次で説明する基金積立金の減額で対応します。

8ページです。

款 基金積立金、項 基金積立金、介護給付費準備基金積立金、介護給付費準備基金積立金事業は、270万5,000円の減額補正です。先ほどの第1号訪問事業の増額補正に伴い、介護保険料の負担分23%相当額を基金積立金から減額するものです。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑は歳出から一括で行います。

7ページ、8ページの歳出について、質疑ございますか。

15番、益田議員。

○15番（益田芳子君） 介護認定調査委託料69万1,000円となっております。

主な要因として、コロナ禍の申請を控えていた方が増えたということではございますが、認定の調査員、不足していないか、何人ぐらいの調査員がおられるのか、それから認定に際しまして、大体申請の日から30日以内の認定になってますけども、そういった遅れはないのか伺います。

○議長（梶川三樹夫君） 高齢介護課長。

○高齢介護課長（伴谷文乃君） 高齢介護課長です。

ただいまの質問ですけれども、介護認定審査員は、府中町のほうで会計年度職員として3名雇用しております、3名の方と、あと日額の会計年度職員もおりますので、お二人なんですけど、その方々が行っておられます。一部は委託先がありますので、そちら委託しても行っております。

認定につきましては、今は特に医師の意見書とかの遅れが生じたりしている関係もありまして、その30日以内というのが延期をされることもあります。全てではないんですけれども。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

益田議員。

○15番（益田芳子君） 今、会計年度の方と言われましたけども、認定調査員の資格とかそういうものは要らないということでしょうか。

○議長（梶川三樹夫君） 高齢介護課長。

○高齢介護課長（伴谷文乃君） 高齢介護課長です。

一応、募集するときには、介護支援専門員の資格を持たれてる方ということで、募集はさせていただいております。今いらっしゃる方は皆さんその資格をお持ちで、さらに県が認定調査する上で研修会を開いておりますので、その研修を必ず受けていただいて、実際の認定調査をしていただくということにしております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に歳入について質疑を行います。

5ページ、6ページの歳入について質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第7、第3号議案、令和4年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第3号議案 令和5年3月10日提出。

令和4年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度府中町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,077万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第3号議案、令和4年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につい

て、補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。

歳入です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 保険基盤安定繰入金、保険基盤安定繰入金は60万2,000円の増額補正です。

後期高齢者医療の保険料軽減対象者の軽減額の増加に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものです。

6ページは歳出です。

款 後期高齢者医療広域連合納付金、項 後期高齢者医療広域連合納付金、目 後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金は60万2,000円の増額補正です。

保険料軽減対象者が当初の想定を上回ったため増額補正するものです。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し一括で質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第8、第4号議案、令和4年度府中町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第4号議案 令和5年3月10日提出。

令和4年度府中町下水道事業会計補正予算（第3号）。

（総則）

第1条 令和4年度府中町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度府中町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 令和4年度府中町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧中、資本的収入が資本的支出に対し不足する額5億5,328万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額3,367万8,000円、過年度分損益勘定留保資金113万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金5億1,847万8,000円を資本的収入が資本的支出に対し不足する5億4,621万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,127万8,000円、過年度分損益勘定留保資金113万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金5億1,380万7,000円に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（企業債の補正）

第5条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、引き続き財務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第４号議案、令和４年度府中町下水道事業会計補正予算（第３号）について、補足して説明します。

それでは、第３条、収益的収入及び支出の補正について、補正予算説明資料の予算実施計画明細書により説明します。

６ページをお願いします。

（１）収益的収入及び支出です。

収入です。

款 下水道事業収益、項 営業外収益、目 長期前受金戻入、受贈財産評価額は５５万７，０００円の増額補正です。前年度に寄附を受けた下水道施設で、当初予算に計上していなかった財産について増額するものです。

続いて、国庫補助金は２３９万円の減額補正です。有形及び無形固定資産減価償却費の減額に伴う国庫補助金分の長期前受金戻入の減額です。

続いて、分担金及び負担金は２１万３，０００円の減額補正です。国庫補助金と同様に、有形及び無形固定資産減価償却費の減額に伴う分担金及び負担金分の長期前受金戻入の減額です。

支出です。

款 下水道事業費用、項 営業費用、目 ポンプ場費、光熱水費は１７万９，０００円の増額補正です。ポンプ場の電気料金の不足が見込まれることから増額するものです。

目 総係費、負担金は１４７万４，０００円の増額補正です。青崎地区維持管理負担金等が当初見込みを上回ったため増額するものです。

目 減価償却費、有形固定資産減価償却費は３６６万４，０００円の減額補正です。

令和３年度から令和４年度に繰り越しが発生したことで、町内の管渠や施設等の有形固定資産の減価償却費が減額となったものです。

続いて、無形固定資産減価償却費は２０７万１，０００円の減額補正です。

流域下水道事業の建設負担金の減額により、無形固定資産の減価償却費が減額となったものです。

７ページです。

（２）資本的収入及び支出です。

収入です。

款 資本的収入、項 企業債、目 企業債、公共下水道事業債は、支出建設改良費に計上している管路建設改良費の特定財源で、5,560万円の増額補正です。起債充当率は100%です。

続いて、流域下水道事業債は、支出建設改良費に計上している流域下水道建設負担金の特定財源で、940万円の減額補正です。

項 他会計出資金、目 他会計出資金、他会計出資金は、782万8,000円の増額補正です。前年度決算の結果により増額となったものです。

項 国庫補助金、目 国庫補助金、国庫補助金は、支出、建設改良費に計上している管路建設改良費の特定財源で、社会資本整備総合交付金5,085万8,000円の増額補正です。補助率は2分の1です。

支出です。

款 資本的支出、項 建設改良費、目 管路建設改良費、委託料は、171万6,000円の増額補正です。茂陰1号幹線改築更新工事に伴い、資材価格の単価調査の委託料を増額するものです。

続いて、工事請負費は1億560万円の増額補正です。

国の補正予算で、国庫補助金が追加で措置されたことから、令和5年度施行分の茂陰1号幹線改築更新工事を前倒して予算計上したものです。

特定財源として国庫補助金と企業債が充当されます。

目 流域下水道建設負担金、流域下水道建設負担金は、950万1,000円の減額補正です。県が管理する東部浄化センターの施設整備として、ポンプ設備更新工事と流入管渠の耐震補強工事を実施されていましたが、事業費が確定したことにより建設負担金が減額となったものです。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、一括で質疑を行います。

質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 茂陰1号幹線の改築更新工事が、国の補助金の追加ということと前倒しで発注されると。補正予算を組んで、繰り越して施工されるということだと思うんですが。1号幹線、今回初めて着手するんだろと思うんですが、ちょっとその場所と工事概要について説明いただきたいと思います。

○議長（梶川三樹夫君） 下水道課長。

○下水道課長（原田 司君） 下水道課長です。

茂陰 1 号幹線改築更新工事の施工場所ですけれども、浜田 1 丁目 1 街区から 2 街区、  
こんごう幼稚園から広島よりのほうの新幹線の高架下になります。延長としては  
1 0 0 メートル程度。施工方法としましては、今の既設の管の中に、同じように製管  
工法、管を作って、その間を充填して、一体化して補強をするという工事でございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 寺尾議員。

○1 1 番（寺尾光司君） 府中 1 号と同じような施工ということだと思うんですけど、  
ちょうど交通量の多いところなんで、継続的な工事になると思うんですが、施工の期  
間、夜間工事なのか、日中の工事になるのかとか、それとか、ここは管ができてから  
何年経過して、老朽管の状況がどうなのかというのも、説明いただければと思います。

○議長（梶川三樹夫君） 下水道課長。

○下水道課長（原田 司君） 下水道課長です。

今のところ、新幹線下は 2 車線ありますので、片側 1 車線の交通規制ということで  
考えております。大体、施工時間としては 9 時から 1 6 時程度を今のところは考えて  
おりますが、施工業者を決定して、協議の上進めていきたいと考えております。ここ  
の部分についての建設時期ですけれども、昭和 4 7 年、約 5 0 年程たっております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（梶川三樹夫君） 日程第9、第11号議案、府中町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第11号議案 令和5年3月10日提出。

府中町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

府中町個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律、第51条の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、同法の施行に関する必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。

補足説明は総務企画部長が行います。

よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 総務企画部長です。

第11号議案、府中町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてに関し、補足して説明いたします。

第11号議案参考資料をお願いいたします。

1、制定の趣旨です。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、第51条の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

個人情報の取扱いに関し、従前、民間、国、独立行政法人、地方公共団体は、それぞれ異なる法律や条例により事務を行っていたところですが、今般、個人情報の保護に関する法律に一元化し、国の個人情報保護委員会の下、統一的に事務を行う運びとなりました。

全ての地方公共団体が、個人情報の保護に関する法律を直接適用することとなるた

め、おのおので定めている現行の条例は廃止し、当該法律を適用するに足る最低限の必要事項を定めた条例について、おのおのが制定することとなります。

２、制定の概要です。

（１）町の機関は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び消防長とします。

（２）開示請求に係る手数料は無料とします。

ただし、写しの交付などの実費は開示請求者の負担とします。

（３）情報公開・個人情報保護審査会の設置及び機能について定めます。

開示請求者から審査請求があった場合、調査審議する附属機関となりますが、現行の条例下においても同じ審査会を設置しているところです。

本条例の制定により、個人情報の取扱いは条例から法律へ移行しますが、開示請求者が町に対して行う開示請求に係る事務については、従前と変わることはありません。

３、施行期日等です。

（１）施行期日は令和５年４月１日とします。

（２）府中町個人情報保護条例を廃止します。

（３）旧条例の規定による秘密保持義務、罰則の適用及び情報公開・個人情報保護審査会の調査審議について、施行期日前に行われたものについては、条例の施行後も従前の例によるとする等の経過措置を設けます。

（４）旧条例を引用している条例について、既定を整理します。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

田中議員。

○６番（田中伸武君） 法律の制定に伴っていろんな条例が整理されて、一本化されるということですが、これに関連するんですけど、例の自衛隊に対する適齢者の１８歳と２２歳ですね。自衛隊に入隊する適齢の対象者の名簿を抽出して、自衛隊に提出するかどうか、自治体によってこの条例、あるいは今度は法律になりますけども、それに適用して審査会にかけたりするところもあったようですが、府中はそれなしに、以前からどうも自衛隊にはその適用者の名簿を任意で提出しているということとお聞きしとるんですが、それで間違いはないかどうか。それをちょっとお聞きします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

総務課長。

○総務課長（宮協理恵君） 総務課長です。

6 番、田中議員の質問に答弁いたします。

自衛官等の募集事務の一部については、自衛隊法に基づく法定受託事務といたしまして、市町村長が行うこととされております。自衛官等の募集事務に際して、国からの求めに応じて、市町村長が住民基本台帳の一部の写しを提供することにつきましては、同法及び同法施行令に基づき可能とされており、国からその旨の通知も発出されているところでございます。

本町におきましては、国からの依頼を受けまして、住民基本台帳の一部の写しを紙媒体で提供しております。この提供に当たっては、提供する個人情報の使用目的と個人情報の管理方法を明確に示した誓約書の提出を求めているところでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 田中議員。

○6 番（田中伸武君） おとし、内閣府のほうの閣議決定で、これ違法じゃないよということが補強される形で出されて、紙であるいは電子情報で出す自治体が増えたと聞いておるんですけど、府中はそれ以前から出しておるということによろしいですよ。

○議長（梶川三樹夫君） 総務課長。

○総務課長（宮協理恵君） 総務課長です。

6 番、田中議員の御質問に答弁いたします。

当町のほうは、令和元年度以降につきまして、紙媒体での提供を行っているところでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 田中議員。

○6 番（田中伸武君） これはいろいろ微妙な問題で、やっぱり住民感情とか、住民によっては、自衛隊だけにはうちの息子のあるいは僕の名簿を出さんといてやねと、自衛隊の一連のほうから、お兄ちゃん今度受けんさいやといって誘ってくるのは、それはわしは嫌よ、うちの子には嫌よということも結構あるんだろうと思うんですよ。それで、自治体によっては、もちろん提供してないところも結構あるし、半分ぐらい

ですかね、提供してるところはね。提供してるにしても、いわゆる除外規定というんですか、住民から出さないでほしいという希望を受け付けて、その人に対しては提供しない除外規定、そういう申請を受け付けてるところもあるように聞くんですけども、府中はそれはやっていないということによろしいですね。

○議長（梶川三樹夫君） 総務課長。

○総務課長（宮協理恵君） 総務課長です。

6 番、田中議員の御質問に答弁いたします。

当町のほうは、法令に基づきまして情報提供を行っているところでございまして、除外規定のほうは現在は特に設けてございません。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

狩野議員。

○4 番（狩野雄二君） 4 番狩野です。

先ほどの補足説明でもあったんですけど、この審査会というの現在も設けられてるという話もあったんですが、この一番最初のページに審査会というところで、委員 5 人をもって組織と書いてあるんですが、この委員の方というのは、いわゆる学識経験者とか、有識者とか、そういう方がなれるんですか。それとも何かそういう資格とか、どういう範囲の方からこの審査委員というのが選ばれるのかというのを教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 総務課長。

○総務課長（宮協理恵君） 総務課長です。

4 番、狩野議員の御質問に答弁いたします。

審査会の委員でございますけれども、言われるとおり、学識経験者でございまして、行政の経験者ですとか、そういった方に委員をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

6 番。

賛成か反対か。

○6 番（田中伸武君） 賛成討論。

○議長（梶川三樹夫君） 賛成で。

反対討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 6 番、田中議員。

○6 番（田中伸武君） 田中伸武です。今の個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての賛成討論であります。

今回のこの条例の制定は、先ほど執行部からの説明がありましたように、各条例を整理して法律に一本化して、それに伴って施行規則やその他のものをそれぞれ整理していくというもので、それ自体は私は賛成したいと思います。

けれども今の質疑で一部ありましたように、全国で結構問題になっておる自衛隊の募集に関しての便宜を図って、わざわざ抽出して名簿を提供していること、これに対しては住民は知らされてないし、もしそんな府中はそんなことやってるんだねということを少なくとも知っていない人が多い。知っていてどうかねという人もかなり多いんじゃないかと思うわけであります。ですから、この際この条例の制定に当たっては、先ほど質疑でもいたしましたけども、私は提供しないよという除外規定、うちの子の分は除外してねという申請を多くの自治体でもそういうことを受け付ける制度を設けておりますので、府中もぜひ検討するべきではないかと思うわけであります。

別に条件つきという意味ではありませんけども、そういうことも併せて考えた上で、この条例が円滑に運用され、そして住民が理解をした上で、私たち自分の情報がどう使われてるのか、これを住民基本台帳の目的、あるいはそれ以外にはどういうふうに使われてるのかを住民一人一人が理解して、国の法律や地方の条例を納得するべきだろうと僕は思うわけであります。

そういう意味で、条例の改正には賛成いたしますが、そういうことも併せて、今後ともぜひ執行部に考えていただきたいという意思を表明いたしまして、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） では、賛成討論ということで、なければ、本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第10、第13号議案、府中町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第13号議案 令和5年3月10日提出。

府中町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について。

府中町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令が施行されたことを踏まえ、職員の負担軽減及び事務の効率化を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は総務企画部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 総務企画部長です。

第13号議案、府中町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、に関し補足して説明いたします。

第13号議案参考資料をお願いいたします。

1、改正の趣旨です。

職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令が施行されたことを踏まえ、職員の負担軽減及び事務の効率化を図るため、条例の一部を改正するものです。

サービスの宣誓とは、地方公務員法上の義務で、新たに職員となった者が、その職務に従事する前に、任命権者等に対して、公務員としての理念を宣誓する制度です。

２、改正事項の概要です。

（１）職員の服務の宣誓の実施方法について、任命権者等の面前での署名を不要とします。

（２）宣誓書について、職員の押印を不要とします。

これにより、今後は宣誓書を任命権者に提出することにより、服務の宣誓を行うこととなります。

３、施行期日は公布の日です。

補足説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

８番、二見議員。

○８番（二見伸吾君） ８番、二見です。

辞令交付式の際、新入職員の代表が宣誓書を読み上げてるというふうに思いますけれども、これもやめてしまうということでしょうか。

○議長（梶川三樹夫君） 総務課長。

○総務課長（宮協理恵君） 総務課長です。

８番、二見議員の御質問に答弁いたします。

現行の服務宣誓の方法でございますけれども、常勤職員の場合、新たに職員になったものは、宣誓書に署名・押印を行いまして、辞令交付の後、代表者が宣誓書を読み上げた後に、一人一人任命権者に宣誓書を提出しております。

このたび、面前での署名や宣誓書の押印を不要とする改正を行いますけれども、宣誓書の提出方法につきましては、従前のやり方を継続していく予定でございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

６番、田中議員。

○６番（田中伸武君） これ僕も知ってびっくりしたんですけども、宣誓書をわざわざ地方公務員法で定められて、しかもそれを条例で宣誓のやり方をやらにゃいけん。条例でやるということは、つまり法律によって各自治体の議会でそれを定めなさいよという非常に重みを持った法律で、さらにそれを条例で定めるということでもありますから、

僕もこれを今回の改正によってびっくりした。その重みにびっくりしたわけでありまして、同時に我々も議員として、公務員として、その重みを自覚する次第であります。森友学園の事件のときでしたか、私の雇い主は国民ですという言葉を出して自殺された公務員の方がおられましたけども、この宣誓もそういう意味では、まさに任命権者に対する宣誓ではなくて、町民や国民有権者に対する宣誓という意味をかみしめるんだと思うわけでありまして。今回の改正に当たって、私はその辺を強く思い感じるとともに、これを重々職員の皆さんも全体の奉仕者というところを意識されるんだと思うわけでありまして。

ごめんなさい、前置きが長いんですけども。署名を省略というのは、要するに手書きで名前をせんでも、ワープロなりパソコンで名前を打ってそれを出すと。要するにそういうことなんですかね。署名というのは、名前そのものを打たないというわけじゃなくて、ここに改正後のサンプルが載ってますけど、氏名というところだけは自分で名前を書くということなんでしょうか。それとも、事務局のほうでこの本文及び名前まで全部打ってあげて、それぞれ出しなさいよということなんでしょうか。細かいことですがちょっと教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 総務課長。

○総務課長（宮協理恵君） 総務課長です。

6 番、田中議員の御質問に答弁いたします。

このたび、署名についても不要にはなりますけれども、これは例えばワープロ表記でも可能ということにはなっておりますけれども、本町につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、署名のほうは引き続き続けてまいります。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 賛成ですか、反対ですか。

（「反対です」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） じゃ、二見議員。

○ 8 番（二見伸吾君） 第 13 号議案、府中町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正に、反対の立場から討論いたします。

今回の改正案は表記の変更、押印の廃止を除けば、第 2 条の新たに職員となった者は、任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないという規程から、任命権者及び任命権者の定める上級の公務員の面前においてと、これを削除するものがあります。

署名する宣誓書は、「私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。」という内容です。日本国憲法の第 99 条の憲法尊重擁護義務、第 92 条地方自治の基本原則を踏まえ、簡潔で格調高い宣誓書です。宣誓したときはもちろんのこと、宣誓後も心に持ち続けてほしいと強く願います。

改正理由は、職員の負担軽減及び事務の効率化だといいます。毎月提出するのなら、負担軽減と事務の効率化につながるのかもしれませんが、この宣誓書を上級者の前で署名するのは、新たに職員となったときだけであり、入職して退職するまでの間たった一度です。宣誓書に署名して提出すればよいというのでは、入職の際に、提出しなければならない様々な書類に埋没し、そんな物を出したのかということになりかねません。当町の職員の皆さんが、宣誓書にあるように、日本国憲法を常に念頭に置いて職務に当たってほしいと思います。そのためには初めが肝心です。今回の提案は宣誓書の位置づけを軽くすることにつながり、反対です。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） これより採決を行います。

ただいまの出席議員 17 名で採決に加わるものは 16 名でございます。

お諮りします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君） 賛成多数でございます。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第 11、第 14 号議案、府中町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第 14 号議案 令和 5 年 3 月 10 日提出。

府中町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について。

府中町職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を引き上げること等に合わせ、高齢職員の勤務形態の選択肢を広げるため条例を制定するものであります。

補足説明は総務企画部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 総務企画部長です。

第 14 号議案、府中町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、に関し補足して説明いたします。

第 14 号議案参考資料をお願いいたします。

1、制定の趣旨です。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を引き上げること等に合わせ、高齢職員の勤務形態の選択肢を広げるため条例を制定するものです。

本条例は、職員の加齢による諸事情への対応、定年退職後の人生設計の準備等のため、職員が希望する場合、部分的に休業できる勤務形態を制度化するもので、別途提出を行っております、職員の定年を引き上げる条例の制定と合わせて導入し、その効果的な活用を図ります。

2、制定の概要です。

55歳に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、高齢者部分休業を承認することができるものとします。

職員が高齢者部分休業をした時間については、給与を減額します。

3、施行期日は令和5年4月1日です。

なお、本条例の内容につきましては、職員団体との協議を経て、合意をしていることを申し添えます。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

4番、狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番、狩野です。

職員団体と合意がされておるという話なんですけど、もし、この高齢者部分休業を取得したときに、いわゆるボーナスですか、賞与、その辺に影響はしてくるんでしょうか。休むことによってそれが不利になるのか、通常の勤務と変更なく評価されるのか、その辺について教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 総務課長。

○総務課長（宮脇理恵君） 総務課長です。

4番、狩野議員の御質問に答弁いたします。

高齢者部分休業を取得した職員については、部分休業、お休みされた期間につきましては、期末勤勉手当につきましても、その分減額がございます。期末手当につきましては、支給期間中に取得いたしました部分休業の合計時間数を換算いたしまして、その2分の1の期間を除算いたします。勤勉手当につきましても、同じく換算した上で、その全期間を除算するものでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第12、第16号議案、府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第16号議案 令和5年3月10日提出。

府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は福祉保健部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足して説明いたします。

第16号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

この条例は、国の基準により示された従うべき基準に従い条例を定めておりますので、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、町が条例で定めている基準の一部を改正するものです。

特定教育・保育施設とは、認定こども園、幼稚園、保育所を指します。特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のことを言い、町内では小規模保育事業は、みなみの風保育園、アールKIDSが該当し、事業所内保育事業はチェリー保育園、プレ・キンダーガルテンかしわが該当します。

２、改正事項の概要です。

児童虐待防止等を図る観点から、しつけと称して児童虐待を正当化する口実に利用されていると指摘のある親権者の懲戒権に係る規定が民法において削除されたことに合わせ、基準府令と同様の規定である従うべき基準から児童福祉施設の施設長等が入所児童等に行う措置についても、懲戒権に係る規定を削除するものです。

３、施行期日は、公布の日です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（梶川三樹夫君） 日程第13、第17号議案、府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第17号議案 令和5年3月10日提出。

府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は福祉保健部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足して説明いたします。

第17号議案、参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

この条例は、国の基準により示された従うべき基準に従い条例を定めておりますので、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、町が条例で定めている基準の一部を改正するものです。

改正事項の概要です。

家庭的保育事業等とは、先ほどの府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例で説明いたしました特定地域型保育事業、いわゆる家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のことを指します。

（１）家庭的保育事業者等に、安全計画の策定等を義務づけます。

これは、家庭的保育事業者等は児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検の実施に関すること及び保育の施設内での保育時、散歩等の園外活動時など施設内外での活動等における安全確保に関すること、並びに安全確保に係る取組等を確実にを行うための職員等への研修や訓練に関する事項等について計画を策定し、必要な措置を講じなければならないとするものです。

（２）家庭的保育事業者等に対し、自動車を運行する際の乳幼児の所在確認、また日常的送迎用自動車への安全装置装備を義務づけます。

これは、通園や園外活動等のために自動車を運行する場合は、園児等の自動車への乗降の際に点呼等の方法による園児の所在確認をすることを義務づけ、また、通園用の自動車を運行する場合は、車内の園児等の見落としを防止する装置、例えば、ブザーなどの装置を装備し、降りるときの所在確認をすることを義務づけるものです。

（３）家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設等を併せて設置するときの基準を整理するものです。

これは、家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設等（児童福祉施設、障害者支援施設等）を併設している場合、入所者の居室、各施設に特有の設備、入所している者の保護に直接従事する職員については、併設する施設の設備・職員を兼ねることができないとされていましたが、保育所等の設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、職員の兼務や設備の共用を可能とするものです。

（４）民法及び児童福祉法において、懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、懲戒に関する規定を削除いたします。

これは、しつけと称して児童虐待を正当化する口実に利用されていると指摘のある懲戒権に関する規定を削除するものです。

(5) 家庭的保育事業者等が職員に対して感染症及び食中毒予防等のための研修及び訓練を定期的に実施するよう定めるものです。

3、施行期日は、令和5年4月1日です。

ただし、第13条懲戒に関する規定の改正については、公布の日から施行とします。

また、第7条の3自動車を運行する場合の所在の確認の規定の適用については、困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、経過措置として送迎用自動車にブザー等を備えないことができることとします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑はございますか。

寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） ただいまの説明の中で家庭的保育事業者というのが、町内にも小規模保育所とか企業内保育とか、そういう該当事例があるということなので、ないのかと思ってたんですが、あるようなので伺いするんですが、送迎用の車を所有されているところがあるかどうか。あるとすれば、そういったブザーか何か以前国の補助みたいなのがあったというふうに理解してるんですけど、実際そういう車があれば、そういうブザー等はもう設置されているかどうかその辺お知らせください。

○議長（梶川三樹夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君） 子育て支援課長です。

寺尾議員の御質問にお答えします。

ここで言うところの小規模保育事業、事業所内保育事業所には送迎用のバス等はありません。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

残り3件なのですが、休憩を取ったほうがいいという方はおられますか。

では25分まで休憩したいと思います。休憩。

(休憩 午後 2時14分)

(再開 午後 2時25分)

○議長(梶川三樹夫君) 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第14、第18号議案、府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第18号議案 令和5年3月10日提出。

府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、児童の安全の確保に関する運営基準を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は福祉保健部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長(梶川三樹夫君) 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長(山西仁子君) 福祉保健部長です。

府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足して説明いたします。

第18号議案、参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、児童の安全の確保に関する運営基準を定め、及び職員に関する経過措置を延長するため、条例の一部を改正するものです。

この条例は、改正省令に準じて改正する必要がありますので、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、町が条例で定めている基準の一部を改正するものです。

放課後児童健全育成事業とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

改正事項の概要です。

(1) 放課後児童健全育成事業者に対し、安全計画の策定等を義務づけるものです。

これは、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所における設備の安全点検の実施に関すること及び放課後児童健全育成事業所内外での活動及び生活等について、職員及び利用者等への安全に関する指導及び職員への研修や訓練など、安全に関する事項についての計画を策定し、必要な措置を講じなければならないとするものです。

(2) 放課後児童健全育成事業者が自動車等を運行する場合において、利用者の自動車への乗り降りの際に、点呼等の方法により利用者の所在を確認することを義務づけるものです。

(3) 放課後児童健全育成事業者に業務継続計画の策定等を実施するよう定めるものです。

これは、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないとするものです。

(4) 放課後児童健全育成事業者が、職員に対して感染症及び食中毒予防等のための研修及び訓練を定期的実施するよう定めるものです。

(5) 本基準条例の制定時に、附則で規定しました放課後児童クラブの支援員の資格に係る経過措置について、その期間を3年間延長するものです。

基準省令では、支援員の資格として都道府県知事が実施する研修の修了が義務づけ

られていますが、一方で、制度の発足から5年間の経過措置として、当該研修の修了を予定する者は研修を修了したものとみなすことが認められました。

これを受け、本町においても当該経過措置を含む基準条例を定め、放課後児童クラブを適正に実施してきたところで、令和2年4月に当該経過措置の3年間の延長を行いました。

引き続き、本町においても、資格を有する放課後児童支援員をより多く確保し、放課後児童クラブの安定した運営の継続とクラブ運営の質の向上を図るため、当該経過措置の期間を3年間延長するものです。

(6) 規定を整理するものです。

3、施行期日は、令和5年4月1日です。

ただし、第10条既定の整理につきましては、公布の日から施行します。

また、第6条の2、安全計画の策定等の義務については、令和6年3月31日までの間、努力義務とする経過措置を設けるものです。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

14番、齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 14番、齋藤なんですが、ちょっと教えてもらいたいんですが、私のマンションの前に284世帯のマンションがあって、そこに子どもがたくさんおられて、見るに結構児童館というか、児童クラブというか。当然そこは共働きとかそういった方多いんだろうと思うんですが、中には親が連れて帰られる子どももおるし、結構ばらばらなんですが、その児童館というのは大体何時ぐらいまで預かれるのか教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（箱田進一君） 社会教育課長です。

齋藤議員の御質問にお答えします。

放課後児童クラブの運営は学校のほうが事業が終わった放課後から、大体4時から順次帰る児童さんもおります。最長が6時半まで利用できるようになっております。利用時間については以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） 14番、齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 今のお話を聞いたら、結局、4時から6時半までというのは、これは当然ばらばらになって帰っていいよと。だから最終的に、児童クラブが生徒さんを出す時間というのは、これは決まっていんですか。

○議長（梶川三樹夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（箱田進一君） 社会教育課長です。

通常の利用であれば、最長で18時30分まで御利用いただくようにしております。  
以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 児玉議員。

○17番（児玉利典君） すみません、改正事項の2の（2）で自動車を運行する場合についてのその利用者の所在を義務づけるというような内容となっています。さっきのようなブザーとか何かの話もあるんでしょうけども、これって府中町で該当するところがあるかどうかお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（箱田進一君） 社会教育課長です。

当町の放課後児童クラブの運営は公設でやっておりまして、送迎バス等の運営はしておりませんので対象とはなっておりません。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかに。

11番、寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） ちょっと確認で聞きたかったんですけど、答弁されてたんでそうかと思うんですが、放課後児童健全育成事業者というのは、府中町の場合は教育委員会になるのか、例えば社会教育課になるのか、それとも府中町になるのか。というのも府中町が今各学校で行っている留守家庭児童会ですよね。これについては、事業者というのは府中町の場合、具体的には誰かなって。誰がその作成義務を負うのかというのを確認をしたいと。それと、これも見ると事業所ごとに作れというようなことになっておるんで、各学校ごとなんかそれとも、学校によっては児童会が2つあったりしますよね。それごとに作るのか。その辺、今後どういうふうな作業になっていくかということも教えていただきたい。

○議長（梶川三樹夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（箱田進一君） 社会教育課長です。

寺尾議員の御質問にお答えします。

事業所としては町という形にはなりますが、担当として社会教育課が今運営管理をしておりますので、この計画等は社会教育課のほうで策定しようと考えております。

あと、事業者ごとの計画ということでございますが、ちょっとこれの辺もまだ県のほうに詳しく詳細を確認しておりませんので、各学校ごとにつくるのか、町として一つ計画をつくって運営するかというのは確認させていただいて、計画のほうは策定させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

ちょっと答弁の関係で、しばらく休憩いたします。

（休憩 午後 2時38分）

（再開 午後 2時38分）

○議長（梶川三樹夫君） 再開します。

社会教育課長。

○社会教育課長（箱田進一君） 社会教育課長です。

先ほどの齋藤議員の御質問では、放課後児童クラブの運営のことに対しての御回答をさせていただいてましたが、そのことでよろしいのでしょうか。

○14番（齋藤 昇君） はい。

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第15、第23号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第23号議案 令和5年3月10日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

補足説明は建設部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

建設部長。

○議長（梶川三樹夫君） 建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

第23号議案、工事請負契約の締結について、補足して説明します。

工事名は、みくまり14号線（新宮橋）道路改良工事。工事場所は、府中町みくまり一丁目。請負金額は、変更前が6,860万400円、変更後が7,979万7,300円で、1,119万6,900円の増額です。工期は、変更前が令和4年6月25日から令和5年3月31日まで、変更後が令和4年6月25日から令和5年6月30日まで、請負人は安芸郡府中町青崎中17番12号、神野建設株式会社です。

工事概要について説明いたします。第23号議案参考資料を御覧ください。

本工事は、補助街路整備事業により、一級河川榎川に架かる新宮橋の架け替え工事を行うものでございます。

変更理由です。

今回の工事請負契約の変更は、榎川右岸の土留壁設置のため、約8メートルの長さのH形鋼杭の打ち込み中に、道路面から4メートル下の地中に転石が確認されたことから、国・県と協議の上、現場条件に適応した削岩による土留壁設置工法に設計変更するものでございます。

また、工事の施工上、移設が必要な電柱について、施設管理者である通信事業者及び電気事業者と協議の結果、社会情勢の変化による材料の調達等に遅れが生じ、移設時期が延伸したことに伴い、工程計画の見直し、工期を延伸するものでございます。

なお、本工事は令和４年６月２４日に議会の議決を得て契約し、令和４年９月２８日に第１回変更契約を行い、令和４年１０月の臨時議会において、地方自治法第１８０条第２項による専決処分の報告を行っております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

１１番、寺尾議員。

○１１番（寺尾光司君） ちょっと確認ですが、これは専決処分じゃないということは工事請負契約の締結ということだから、当初契約から２割以上変更が出るとから再議決ということだと思うんですが、今回、増額になる金額１，１００万程度あると思うんですが、それがちょっとこの変更理由というところの土留工法の変更によって、これだけの金額が生じたのかということと、アとイの関係がちょっと分からないんですけど、イはあくまでも工期が延びただけの理由なんかということ、本来なら３月３１日で仮設工法の変更をして終わってたのに、ちょっと移設ができてないので、できない工事があるので、ちょっと３か月間延びるという、まあ３か月はえらい延び過ぎだとは思いますが。ちょっとその辺、変更金額の中身と工期の関係を教えてほしい。結局、何が聞きたいかというたら、工期延伸によって経費が増えたところがあるのかどうかというのをちょっと確認したいと。お願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 都市整備課長兼職次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（礪亀智君） 都市整備課長兼職次長です。

寺尾議員の御質問について答弁いたします。

まず、金額の変更の内容ですけれども、仮設工の変更に伴って約１，０００万円増額しております。１，１００万円のうちの１，０００万円は仮設工の変更に伴う増額でございます。残りの１００万は、今の工期の延長に伴って鋼材のリース料がやはりかかってきますので、その１００万を計上しております。

先ほど、部長のほうから説明がございましたが、工事上支障となる電柱の移設について、社会情勢の状況によって、その部品の調達ができないことで、当初９月に開設

する電柱の仮移設を行う予定でしたが、１２月になりましたので、３か月ほど工期を延長させていただいております。できるだけ、渇水期中に工事を完了するよう努力してまいります。

説明は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 寺尾議員。

○１１番（寺尾光司君） ごめんなさい、工期が３か月延びたということなんですが、社会情勢の変化で材料が調達できなかったというので、何かそのパソコン関係とかがそういうコンピューター関係の部品なら分かるんですけど、電柱のどういうところが社会情勢で調達できなかったかというのをちょっと教えてほしいのと、先ほどの工期の早めに終わりたいということなんですけど、実際、工期は６月３０日まで取ってるんですけど、それより早く終わる可能性があるということなら、いつ頃をめどにしたらいいかというのを教えてほしいのが２つ目と。

それと先ほどの補正予算で、追加で１，５００万円の工事の予算を確保されてると思うんですが、これと今回の現契約との関係というのはどうなるのか。追加で発注されるのか、それとも別で発注するのか、ちょっと工事場所がふくそうするかもしれないんですが、その辺の補正予算との関係を教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 都市整備課長兼職次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（礪亀智君） 都市整備課長兼職次長です。

寺尾議員の御質問について、続けて答弁いたします。

まず電柱の材料につきましては、その事業者である中国電力と、そこに共架しているＮＴＴですね、こちらのほうからその材料について納期が遅れるということで、詳細のこういう部品が遅れるというそこまでのところ確認はしておりません。ただ、そういう協議がございまして、工期のほうを延長しております。

あと、当初、補正予算で午前中計上しておりました１，５５０万のうち、国の補正の部分につきましては２５０万を前倒して補正しておりますが、これにつきましては別に発注して工事を行う予定です。

あと、工期につきましては６月末としておりますが、現場自体は５月末で行うよう工程を組んでおり、それで終わるよう努力してまいります。

以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第16、第24号議案、町道路線の変更についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第24号議案 令和5年3月10日提出。

町道路線の変更について。

次の町道を変更したいので道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、町道の延長上にある道路について寄附を受けたため、町道の終点位置を変更するものでございます。

補足説明は建設部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長(梶川三樹夫君) 補足説明。

建設部長。

○建設部長(井上貴文君) 建設部長です。

第24号議案、町道路線の変更について、補足して説明します。

ページをめくっていただいて位置図を御覧ください。

赤色部分がこのたび町道路線の変更を行う本町37号線となります。

この道路は、町道本町３７号線と県道府中祇園線を結ぶ幅員約１．８メートルの通路として、長年一般の用に供しておりましたが、令和２年度には通路北側の土地所有者から、令和４年１０月には通路南側の土地所有者から、それぞれ道路用地の一部について寄附を受けたことから、町所有の土地の幅員が４メートル、延長３９．６メートルの道路となり、災害時には緊急避難路としての役割を担うことができ、公共的生活道としての生活と目的を有していることから、町道として認定をお願いするものがあります。

なお、当該道路の路線については、新規路線ではなく、既存町道の終点を県道府中祇園線に接する形で位置を変更するため、町道本町３７号線の路線変更として手続を行うものです。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

４番、狩野議員。

○４番（狩野雄二君）　４番狩野です。

非常にちょっと細かい話なんですけど、今、令和２年度と令和４年度に土地の寄附を受けたという説明があったんですけど、この提案理由で、道路について寄附を受けたと書いてあるんですけど、実際には土地を寄附していただいて、道路として整備されたのは府中町がされたということなんですか。それとも、全て民間の方が道路の状態にして、そのものを府中町が寄附を受けた。ちょっとすみません、細かい話なんですけど、どちらのパターンになるんでしょうか。

○議長（梶川三樹夫君）　維持管理課長。

○維持管理課長（谷口洋二君）　維持管理課長です。

狩野議員の質問に答弁いたします。

地権者の方から寄附を受けまして、府中町のほうで整備を行っております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君）　１０番、西議員。

○１０番（西　友幸君）　車が曲がるときに、隅切り等はないんでしょうか。

○議長（梶川三樹夫君）　維持管理課長。

○維持管理課長（谷口洋二君）　維持管理課長です。

隅切りも寄附をいただいております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番、寺尾です。

現地を見たんですけど、まだ南側の家が建築中で、まだ道路の形態にはまだなっていないんですけど、ここ昔から人が歩くのが精いっぱいな細い道で、ちょっと出たら広い道になるということで、今回、両地権者の協力を得て、道が車が通れる広さになるということで、安全路もそうですし、地域の生活道路としても、十分利用できて非常によかったのではないかと。協力に感謝したいと思います。

それと、隅切り部分の話ですが、まだちょっと現地に隅切りの格好になっていないのでよく分からないんですが、ただ、県道のほうは交通量が割と多いところなんで、真っすぐな道でスピードが出てるところもあるんで、ちょっとそういう安全面での配慮ですね。ちょうど出たところの郵便局側のほうというか、電柱が立ってるんで、注意喚起の幕が張ってありますけれど、移設を考えるのかどうか、その辺の安全管理はしっかりやっていただきたいというのをお願いしたいと思います。

それと確認なんですけど、現在の町道の終点部分、変更前というのが幅員が6メートルあると思うんですね。それを今回寄附は4メートルということで、ちょうどその赤く塗ってるところと黒く塗ってるところで、がくっと幅員が変わってるということで、無理をそれ以上言えなかったのかなというのと。

もう一つ、この地域は都市計画道路の計画線が入ってる地域だと思うんですね。ちょうど県道に沿って南北に茂陰変電所線の計画線、60年以上前に計画した道路なんですけど、そういったその計画道路の今後の見通しがどうなのか、それを踏まえて今回幅員が変わっても、それは道路計画上そういった将来的には問題ないふうに理解されたかなと思ったりするんですけど、ちょっとそういった幅員が変わってるというところとでの安全配慮と、あと都市計画道路の今後の整備予定については、どこまで把握されてるかというのを教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

ただいまの寺尾議員からの質問に御答弁させていただきます。

まず、今回の寄附をいただいた南側・北側、こちらにつきましてはもともと2項道

路、いわゆる 1.8 メートルの 2 項道路として取り扱っておりました。このたび、南側・北側ともに建築を新しくされるということで、その用地についてお願いに参りました。その結果、寄附をしていただけたということが、今回、大きな町道路線の認定に至った結果です。

隅切りについては、本来、セットバック義務はございません。ですが、建築主の方に当該道路の安全性を御説明させていただき、快く御寄附をいただきました。

都市計画道路の今後の進捗ですけれども、広島県のほうでは計画決定は打っておりますが、今後の事業認可の取得について、予定がないというような形で聞いております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

本日は、これをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とし、次回は 3 月 13 日午前 9 時 30 分から会議を開きます。御苦労さまでした。

（散会 午後 2 時 57 分）